

令和 6 年第 2 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 4 号

おいらせ町議会 令和6年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第2回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年6月18日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年6月18日 午前10時02分 議長宣告			
閉 会	令和6年6月18日 午後 3時34分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	まちづくり防災課長補佐	川 口 邦 彦	税 務 課 長 補 佐	橋 本 真 人
	町 民 課 長	松 山 公 士	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康
	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	小 向 正 志	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 拓 仁		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議案の題目	1 報告第 2 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について		
	2 報告第 3 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	3 報告第 4 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について		
	4 議案第 3 2 号	おいらせ町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	5 議案第 3 3 号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について		
	6 議案第 3 4 号	学校校務用パソコン購入契約の締結について		
	7 議案第 3 5 号	いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の締結について		
	8 議案第 3 6 号	いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の締結について		
	9 議案第 3 7 号	青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について		
	10 議案第 3 8 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について		
	11 議案第 3 9 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	12 議案第 4 0 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		
議 員 提 出 議案の題目	1 発委第 2 号	おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について		
	2 発委第 3 号	おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定について		
	3 発委第 4 号	おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について		
開 議	午前 1 0 時 0 2 分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。			
	4 番 沢 尾 宏 之 議員			
	5 番 柏 崎 勉 議員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言 開議宣告	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますのでご起立願います。 礼。ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前１０時０２分)
	松林議長	なお、９番田中正一議員は、遅れて来るとの連絡がありました。 また、堤 雅之税務課長が欠席のため、橋本真人課長補佐が代理出席するとの申出がありましたのでご報告いたします。 また、本日午後、久保田優治まちづくり防災課長が欠席のため、川口邦彦課長補佐が代理出席するとの申出がありましたのでご報告いたします。
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第１、一般質問を行います。 昨日に引き続き、５席１４番、西館芳信議員の一般質問を許します。１４番。
質疑	１４番 (西館芳信君)	５席１４番、西館芳信です。 １３年前の３．１１東日本大震災、このときは、私どもほとんどの人たちが、あの大自然の猛威を目の当たりにしながら何もできなかった、立ち尽くすのみだったという状況にあったかと思います。そういう中で、住民の生命・身体・財産の保護ということで、自分

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	の命、そして、なおかつ結果的に後でいろいろ検証したら、家族とかそういう大事な犠牲を払いながらも頑張ってくださいました消防、警察、特にあときは、東北、関東を含めて211の自治体が被災したわけですが、その個々の非常備消防の人たちの活躍に私たちは心を打たれましたし、そしてまた、この組織が円滑に活動しやすい状況でずっと継続してくれればいいなと願ったのは、私だけではないと思います。 ところが、今こうして消防の在り方、消防団の在り方を見ますと、2つの大きな問題を抱えていると思います。それは、組織的なもの、団員をいかに確保して十分な定員の中で仕事を、活動をしていくかということと、それから、3.11以来、住民の防災意識は非常に高まったと。そして国・県、まちづくり、それから個々の人に対しても防災意識を高めるようなまちづくり施策を打っているという中で、消防の防災のための財政が苦しいんだと、大変だということは、私は、ほとんどタブー視されているのではないかという思いをしております。でも、私どもも含めて、今、この現況に突き当たっている自治体が非常に多いと。そして、10年、15年のスパンをかけてこの組織の改編をしていこうというのは少なくともありません。日頃の消防団の人たちの活動に敬意を表しながら、そういう目的をもってこの質問をしたいと思います。 質問事項の第1、消防体制の在り方ということで、(1)ポンプ車の購入。 我が町議会は、さきの臨時会で水槽付ポンプ自動車1台を契約金額7,227万円で購入しました。町民の生命・財産を守るための必要装備であるということですが、安いものではないと思います。 そこで、これに関する国・県の助成の有無及び事業制度の状況というのはどうなっていましたか、お願いします。 町長。 5席14番、西館芳信議員のご質問にお答えします。 さきの臨時議会で議決いただきました百石第4分団の水槽付消防ポンプ自動車の購入の財源であります。国及び県の補助金が入っておりません。緊急防災・減災事業による全額地方債によるものとなりますけれども、本起債は、現時点で令和7年度までの期限付の
-----------	-----------------------------------	--

質疑		事業であるため、起債充当率１００％、交付税算入率は７０％と大変有利性のある起債であると考えております。 以上です。
	松林議長	１４番。
	１４番 (西館芳信君)	この事業は、全額地方債によるものであったということは分かりました。そして、１００％の起債を充当して、それが交付税算入とおっしゃいましたけれども、これは交付税措置ということで、後で国からその分の面倒を見る額が交付税でもって７０％交付されるということですのでよろしいんですね。まずそこをお願いします。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えいたします。 交付税算入の件でございますけれども、消防車両納品後、実際に起債を借りることになります。借りた金額に基づいて元利償還金、償還をしていくわけですが、その元利償還金の７０％を国で交付税措置するということになります。 以上です。
	松林議長	１４番。
質疑	１４番 (西館芳信君)	分かりました。それで、そういう有利なものはあるんだけど、これが７，２２７万円ということで、これは消費税を入れてでしたっけ。入れなければもう少し大きくなったということで、実は、令和２年にも同じようにポンプ車を購入していると。そのときは、防衛施設周辺民生安定施設整備事業というものを利用してやって、それでも当時、当時というか令和２年ですから、５，１００万円ということでそれは獲得できたんだけど。これは、考えてみますと、令和２年から４年かそこのうちにこの２台、令和２年のやつと今購入したのは性能が違う、あるいは初めから品質が違うから価格が違うのが当たり前なのかどうか、そこをまず１点。 そして、同じようなものだったら、これは、あつという間に１．５倍以上の高騰になっているのではないかと。確かに私なんかでも、

		今、中古車を購入したいと思って、今まで例えば90万円でも100万円でもかければ、3年前から4年前ぐらい前の車を買えたと。ところが、今や、その金額で買おうとすれば、10年以上のものになるということで、その辺は私も実感で分かるんだけども。こうして公の装備がどんどん高騰していくということについて、財政当局として危機感というか、今後どう運用していけばいいのかという思いがあったら聞かせてください。
答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	まちづくり防災課長。 それでは、西館議員の最初の質問にお答えいたします。 まず、消費税が入っているかという部分でいくと、消費税が入っている7,227万円ですので、入らなければ6,570万円ということでご承知おきください。 それから、百石1分団と品質等が違うのかという部分ですけども、ほぼ同一車種ということで、やはり人件費・物価高騰、燃油等、様々な高騰要因がありまして、ほとんど同じ装備ではあるんですけども、2年、3年違うと1.5倍近くになったということがあると思います。 以上です。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 お答えをいたします。 財政の危機感ということでお尋ねがありましたけれども、消防車両は2,000万円近くの増加ということで、確かにすごく高くなっているということです。消防車両以外でも、今、様々、工事等、発注をしているわけなんですけれども、それも人件費とか、あと物価の高騰、結構2割相当高くなってきております。ですので、そういった面では、財政的にどう財源を充当して長期的に財源を使っていくか、やっていくかというのは、確かに大変なところではありますけれども、一方で、働く人たちの人件費の高騰、これもやむを得ないものでありますし、物価高騰についてもお金を出さないと発注できない状況にもなりますので、その辺も、財政も見ながら物価高騰、人件費の高騰等を見ながら長期的に運営できるようにしてい

質疑	松林議長	たいと考えております。 以上です。 14番。
	14番 (西館芳信君)	田中課長の答弁は、共有するものがありました。思いがです。 そして、次です。 ポンプ車の購入についてということで、質問の内容は、イ、各分団に対する水槽付ポンプ車購入割当て基準の優先度があつたらお示し願いたいということなんですけれども。 明治27年6月30日の百石、当時は村でしたから、村議会で消防施設設立議案を議決しまして、翌年40名でもって消防団が発足しました。それがずっといって、昭和40年の百石町は、その当時、全8分団でした。そこまで、明治27年から8分団という体制をそのままできたけれども、消防車は4台、これは水槽付でなかった。当時、この昭和40年に今の桃川、村井酒造株式会社が初めて水槽付ポンプ車を寄贈したわけです。そうすると、いや、これはいいもんだと。1960年型日産製、2,500リットルの水があつて7分間放水できるということですから、まず現場での一つの措置、消火栓だとか取水の取り出し口ですか、今、水の取り出し口、そういうところを取りあえず心配しないでばつと初動活動ができるということで、その思いは今も同じだと思います。現場に行って、すぐばつとできる、それが望ましいのは当たり前のことで。どの分団も欲しいという気持ちがあるかと思いますが、その中でその優先度を決定しているというのは、どういう状況でもってその優先度を決定しているんですかということで答弁をお願いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 各分団に対する水槽付ポンプ自動車購入の割当ての基準等はなく、市街地が入り組んでいたり、農地や山林が多く水利が近くにならないなどの条件下で、町と分団の協議により車両選定を行ってきたものであります。

質疑	松林議長	また、更新に当たっては、水槽付の場合は、同車種での更新を基本に、経過年数30年以上で走行距離や老朽度合いといった要件を加味し、優先度を決定しております。 以上です。
	14番 (西館芳信君)	14番。 経過年数30年以上で走行距離だとか老朽度合いを消防団と町の幹部で話して決めているということにつきましては、大いに納得しました。 時間の関係もありますので、次に行きます。 消防体制の在り方ということで同じくポンプ車の購入なんですが、ウとして、町所有の消防自動車の総数、水槽付ポンプ車と水槽がついていないポンプ車の割合、今後の水槽付ポンプ車占有率の目標値があったら、その実現計画はどうなっているのか。お答えをお願いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 町所有の消防自動車の総数は19台となっており、このうち水槽付ポンプ自動車は5台で全体の約26%、水槽がつかない残り14台のうち普通ポンプ自動車が13台、小型ポンプ積載車が1台で全体の74%となっております。 なお、今後のポンプ自動車更新に当たっては、各分団と協議しておりますが、現段階で新たに水槽付ポンプ自動車を配備する予定はないため、目標値は現状維持の5台となると思います。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	19台の中で5台の26%というのは、自分が漠然と考えているよりは、思ったより少ないと思いました。この5台で打ち止めだということは分かりました。その5台で打ち止めだという理由は、何かありますか。例えば、取水の場所だとかいろんな施設装備を考え

答弁	松林議長	れば、もうこの5台で十分用を足すんだから6台なんて要らないということなのか。あるいは、いや、やっぱり高いもんだ、もう5台でほどほどにしようかという、そういう思いなのか。そこをお願いします。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	ただいまの再質問にお答えします。 打ち止めかと言われると、本当は、町の思いとしては、実は、百石消防団の分で4台ありまして、下田消防団に1台しかないという現状で、しかも北部地区の3分団、5分団と8分団があるんですけども、そちらは、本当は水利が少ないんですけども、水槽付ポンプ車を配備していなかったという部分があつて。町としては、思いはあるんですが、分団と協議している中では、まだ維持管理の部分も不安等があるということと、車両が高額というのもあつて、お互いの寄り合いもつかず、まだ配備の決定はされていないという現状はございます。思いとしては、もう1台、北部にあってもいいかと思うところはあるんですが、まだ現状では決めかねております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	久保田課長、本音を吐露していただきましてありがとうございます。 5台ということなんだけれども、これは、今、百石側が4台で下田側が1台配置されているとおっしゃいました。これをもう一回、町名をどこどこだと言って、それで果たしてバランスは取れているかと担当の久保田課長が思っているかどうか。例えば、バランスが取れているというのは、消火栓だとか取水、取り出しの可能な場所とか、そういうものとか、それから、人口が密集している、世帯数が多いとか、そういうのを若干、いや、今は考えるだけでいいです。これは、別にやたら細かいことだから、頭の中に浮かんだことでいいですから。4対1でも致し方ないか、そして、この配置状況でもいいんじゃないかと思えばそれでいいですので、そこを聞かせてもらえれば。

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	ただいまの再質問にお答えします。 現状でいいかと言われると、偏っているようにも見えるかと思いますが、ご存じのとおり百石は市街地が入り組んでいるということで、ポンプの配置状況からいけば、本町地区の1分団がまず1台持っていて、あと一川目、二川目、藤ヶ森、それぞれに水槽付があつての4台です。下田は、本村地区の2分団に水槽付が配置されていて、下田小学校区ではあるんですが、それぞれ建物の火災等があれば全分団出動ということになるので、それこそ道路状況等の兼ね合いもありますけれども、タンク車を一番支援の部分で常備のそばに置いて水利補給するというのが前提になろうかと思うので。基本的には、あるだけ幸せだと私自身は思っていて、ないところも多分よそのまちではありますので。これが最良かと言われるば、もっとあってもいいかとは思いますが、現状では、使用したり協力体制の部分では、これでもいいのかという部分はあります。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	現状で致し方ない部分は大いにあるということだと思います。この消火栓だとか取水、そして、例えば河川だとか、初動活動でもって水を取りあえず取るというところは、全域ちゃんとデータにあつて、そして、世帯数だとかこういう事情でもってここはともかく行かなきゃならないということの、そういうデータというのは、ちゃんとそろっているもんですか。将来、私は、やっぱりAIでもってこれを、火災の種類だとか規模を、ぱっとその報告を受けて、どの分団がぱっとどこに行くかと。無理だかもしれませんが。そのためには、いろんなデータというのは、今から積み上げておかなきゃならないと思うんですが、そういうデータはもちろんありますよね。
	松林議長	まちづくり防災課長。

答弁	まちづくり防災課 長 (久保田優治君)	お答えします。 水利のデータ等については、ちょっとアナログになりますけれども、町内全ての水利を記したマップを各消防のポンプ車両に備え付けて配布していますので、どこの分団が行っても大体现地が分かる体制にはなっております。 あと、A I の話が出たんですけれども、火事現場に到着とかの部分でも、消防本部でG I Sを使って地図データでピンポイントで大体火災現場を特定するシステムは構築されているので。その後の連絡体制でいくと、各消防車両にナビがついて、ここだとかとなっているわけではまだないので、あとは無線連絡等で細かい指示をして、出動体制が遅れないように現地に到着する体制はできていると思っております。 以上です。
質疑	松林議長 1 4 番 (西館芳信君)	1 4 番。 どうも。消防体制の在り方の（２）消防財政の在り方についてということで、毎年の消防費の予算・決算書を見ると、非常備消防費、つまり消防団の費用に事務組合負担金が計上されているが、その考え方。私は、ちゃんとそれなりに項目別にして常備消防に分けてもいいのではないかと思うんだけど、その基本的な考え方をお願いいたします。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 八戸広域市町村圏事務組合消防費負担金の計上科目については、合併時から非常備消防費に計上されてきており、予算執行上の問題はないものと思っております。 以上です。
質疑	松林議長 1 4 番 (西館芳信君)	1 4 番。 合併時からそうなっているんだと、そして予算執行上、現に使っていて何ら問題ないと。町長の答弁は、それでいいのかもしれない

		ん。ただ、私なりの感情としては、何でこうなんだと。毎年３億５，０００万円近くの負担金、分担金を一部事務組合に払っていると。そして、それが、全体の予算が大体５億円ぐらいで推移していると。その５億円の１％が消防団員の基本的な報酬です。こういう何というか数字になっていて、なおかつ３億５，０００万円ということを毎年分担金、負担金を拠出するということは、私なんかは、普通は共有性を担保するものではないかという単純な思いはします。確かに行政法上は事務組合というものがあって、それに全部附属するという考え方でいいのかもしれませんが、ちゃんと毎年それなりのものを負担しているということであれば、共有的な概念ということで、いや、非常備・常備消防は私たちも持っています、ありますということで項目を設けて常備消防に計上してもいいのではないかと私なりに勝手に飛躍した発想をするんだけど、いかがでしょうか。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 お答えをいたします。 確かに常備の消防への負担金については、常備消防費に計上するべきだという意見だと思います。先ほど町長の答弁にもありましたように、執行上は確かに問題ないということでもありますけれども、議員おっしゃる常備消防費にきちんと負担金を計上して、非常備には消防団の経費という考え方もございます。一応、執行上問題ないとは言っていましたけれども、他の市町村等も見て、参考にして、今後、検討をしたいと思います。 以上です。
質疑	松林議長 １４番 (西館芳信君)	１４番。 確かに昭和４６年７月２日、八戸地域広域市町村消防事務組合が発足しました。それと同時に、百石消防団第１分団に北分所が設置されているということで、事務組合の規約の中にも構成市町村がここだということで、はっきりおいらせ町もうたわれているということで、それなりの貢献をしているということです。私がこういう質問をするのは、実は、このことについて小向会計管理者と話をしたら、会計管理者が普通の今までの考え方でうちの町は常備消防

答弁		をもたないですからと話をしてくれました。そこで、はたと私も考えて、そうかと、そういうことなのかと一旦納得したんだけど。いろいろやっぱり考えたら、いや、あるんだという思いでもいいんではないかという思いでもってこういう質問をさせていただきました。ここは柔軟に考えてくださって結構ですので、よろしくお願いいたします。 次に、消防財政の在り方ということで、毎年の消防費の中に、分団順に年次で拠点施設、屯所だとか詰所だとか、その改修費が計上されるのが常だが、この事業の到達点、ゴールと、今後これを完成するとしたら、全部であとどれぐらい必要ですかという質問です。よろしくお願いいたします。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 消防団の拠点施設の構造別の耐用年数や劣化、老朽度にもよりますが、一定の目安として、例えば塗装15年、木造大規模改修40年などの経過年数での目標年度を設けております。現有18か所の分団施設をこの目安に当てはめて今後10年間の年次計画を組むとしますと、令和15年度までに塗装13施設、大規模改修4施設など、概算で約1億円が想定されております。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	18か所を、今後10年で13か所を修理していくと。しかし、ゴールがないんだと。1億円そこでかかってしまうという話だけでも。私は、もっと装備と同じようで、これは、1億円では絶対終わるはずがないと思います。何にしても装備、それから施設、これでもって結構なお金がかかるということは、ここで確認できたということで、私は、ここについては終わります。 次に、消防財政の在り方の中で、ウ、おいらせ消防署及び北分遣所の設置年、定員、装備、シフト体制、設置年を境とした、今、さっきも話をしましたがけれども、年間3億5,000万円、3億2,000万円ぐらいが大体分担金、それから、あと、組合の債務のた

答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	まっているやつを2,000万円から3,000万円ぐらいで負担しているということになって、大体3億5,000万円が出ているわけですけども。これが、分遣所だとかができた、その前に消防署ができたわけですけども、それによってこれの変化というのがあったかどうか、あったらどれぐらいでしたかということでお願いします。 町長。 今のご質問に的を射ているかは別といたしまして一通り答弁させていただきますので、ご了承ください。 常備消防費負担金は、八戸広域消防内全体を構成市町村の人口比及び基準財政需要額に応じて算出されるものであります。したがって、平成12年度開設の八戸北消防署、現おいらせ消防署、平成27年度開設の北分遣所が当町内にありますが、建設誘致等においての建設年度までの特別負担金等のほかは、定員、装備、シフト体制にかかわらず設置年を境とした広域全体の総枠での負担金の増額はあるものの、立地市町村に対する特別な負担金の増額とはならず、広域構成市町村全体での応分負担となっているものであります。 以上です。
質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	14番。 愚問だったかもしれませんが。平成12年、27年、そういうふう に施設を設けたんですけども、それに関しては別に増、それはなかったんだというお答えをいただきました。 質問した中で定員とかシフトというものを聞いたんですけども、特にそれには触れていない。次にお答えできるのであればしてください。 その前に特別負担金、私も思い出しました。特別負担金は、あのときは幾ら払う、2億円ぐらいでしたっけ。よく町長、捻出したなということで皆さん拍手喝采だったんですけども、おかげであいうふうにできた。そこをもう一遍、幾らだったということをお願いします。

答弁	松林議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	お答えします。 まず、定員、装備等の触れなかった部分については、変わらなかったということで町長の答弁にはなかったんですけども。まず、消防署については、現在、全体で25人体制で、シフトが23人の2交代ということで実質12人ぐらい、11人か12人で2交代していると思ってもらえれば、その倍の人数がいるという部分になっております。あと、北分遣所については、現在9人配置されていて、その上、1人除いた4人を2交代ということで9人体制になっているという現状でございます。 特別負担金については、西館議員ご承知のとおり2億円程度で間違いないかと思っています。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	どうも分かりました。 次に、消防体制の在り方の中の(3)非常備消防の組織実態と改編についてということで、現在の分団数、定員と現員数、団員1名及び消防車1台当たりの年間出動数ということでお願いいたします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 現在の町消防団の分団数は19分団で条例定数は320名、6月1日時点での現員は282名となっております。 次に、団員1名と消防車1台当たりの年間出動数については、出動用務によって全員・全車出動体制となっていないためご質問の数字は算出できないことから、直近の用務別の出動回数と出動団員数に代えて答弁いたします。 直近、令和5年度の出動状況ですが、火災が11件の延べ671人で1件当たりでは約61人、訓練が15件の延べ572人で1件当たりでは約38人、警戒・広報が22件の延べ691人で1件当

質疑	松林議長	たりでは約３１人、合計出動数が４８件の延べ出動者１，９３４人で１件当たりでは約４０人となります。 以上です。
	１４番 (西館芳信君)	１４番。 答弁を聞きましたけれども、ここで算出できない部分がありましたということですが、私は、ここで火災が１１件ということの今答えでした。この１１件というのは、おおむね毎年このような数字で推移しているというのは、統計で承知しております。この１１件と、それから１９分団あるんだということです。例えば、１件当たりで６０人ちょこっと出動しているということもありますけれども。１９分団あって、消防の仕事は何も火災だけじゃない、いろんな搜索だとか、ほかにもありますけれども。１９分団で火災が１１件という数字は、ここで押さえることができたので、次の質問に移ります。 (３) 非常備消防（消防団）の組織実態と改編についてということで、イの継続可能な消防団であるための課題を人材確保と財政面双方からどう考えますかということをお願いします。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 まず、人材確保ですが、消防団員の減少は、全国的に深刻な課題となっており、国の施策として団員確保に向けた処遇改善や広報活動が行われています。当町においても、働き方の多様化等により、災害出動をはじめ休日等の年中行事において出動・参加できない団員が増加しており、持続可能な消防団を目指す上では、団員の維持・確保が課題となります。 また、財政面では、団員の処遇改善や車両・施設の更新等に対応していくことになりますので、支出額の増は避けられないものと考えております。 以上です。
	松林議長	１４番。

質疑	1 4 番 (西館芳信君) 松林議長	組織的には、団員の維持・確保が課題だということをはっきりおっしゃいました。それから、財政面では、処遇改善や装備の更新等に対応していくことで増額は避けられないということをお話いただきましたし、これまで話をしてきた中で装備も、それから施設も本当にお金がかかるもので、もうゴールはないということです、それは、ここでまた承知いたしました。 次です。最後ですけれども、非常備消防（消防団）の組織実態と改編についてということで、はねました。はねてないよね。ウとして、百石町誌、私は、今は歴史的なことをお話ししている、百石町誌を見て話をしました。でも、その百石町誌によると、昭和29年には、同町消防団は8分団を数えていたと。昭和29年です。この分団体制は、ほとんど70年間手つかずに継続してきたと言える。私は、いまだにこの19分団ありきという大前提が我が町の消防団のいろんな課題の元凶になっていると捉えております。 それは、ちょっと今、途中注釈を入れましたけれども。当時の砂利道から、当時は砂利道だったけれども、今は国道338号線、45号線、それから海岸沿いの産業道路、浜街道などの幹線道路が立派に新設整備され、県下40町村の中の私たちの行政面積というのは、ランキングで34位です。旧百石町のときは、たしか26位、二十何平方キロメートルしかなかったけれども、今は、その2倍の旧下田町が合併して、それでも34位ということで、71.96平方キロメートルということは、つまり消防車が活動する範囲が狭いんだということで、私は、ここは言いたい。しかも、見渡す限りの平地は、消防機動力が大いに発揮しやすい他市町村とは比較にならない条件を具備しているということで、しかも、その車両をはじめとした諸設備も格段に進歩している状況の中です。 加えて、おいらせ消防署、北分遣所の新設という画期的・革命的な消防活動環境が整備されたことを考えると、そろそろ新時代に即した分団、施設、装備の在り方が論議され、組織的にも財政的にも持続可能な消防像が具体化されてもいいのではないかと私は思いますが、これを機能別分団制度導入の可能性にも言及した答弁をお願いしますということです。 町長。
-----------	--------------------------------------	--

答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 議員ご指摘のとおり、本当に的を射た質問であるし、賛同するところが多々あるのかと感じております。八戸広域消防の実際の充足率は県内３市で最も低く、今後、職員の増員を計画的に進めていくこととなると思われます。 一方、消防団についても、組織の活性化のためにも団員確保に引き続き取り組んでいくものでありますけれども、団員が１０人を下回る分団が出てきております。消防団内部として具体的議論を進めべく、町から話題提供や団員の少ない分団と個別に担当課が懇談する場を設けてきましたけれども、進展していないのが現状であります。 また、機能別分団制度導入の可能性ということでもありますけれども、当町でも一部女性分団活動はあるものの、災害対応や広報活動も消防団全体で行い、団員確保もしている状況でありますので、現段階では、特定活動等を行う機能別分団の導入は考えておりませんし、同意をもらえないのかという気もしております。 以上です。
質疑	松林議長 １４番 (西館芳信君)	１４番。 まず第一に、私の質問の中に賛同してくださる部分があるという町長の気持ちを聞いて大変うれしく思います。 まず、機能別分団制度の導入ということにつきましては、こういう団員が少ないのであれば、搜索に特化する、あるいは宣伝とか、それに特化した広報活動、そういうことでもって機能別分団ということもほかではやっているところもあります。ですから思ったんですが、そういう考えをお持ちであれば、それはそれでよろしいかと思います。 それで、私は、ネットでもって検索してみましたら、３万５、０００人の町が今まで１０分団、定員で１５５人でやってきたと。ところが、これを小学校単位で今度は５分団にするんだと。当然、この消防団の定数は削減されていくしということで。さっき話をしたような、いろんな７０年前の情勢と条件とが変わっている中で、いまだに１９団をまず保持しようというその考えが、組織的にも財政

答弁	松林議長 まちづくり防災課長 (久保田優治君)	的にも理解できないと思います。小学校区、せめて8区ぐらいに組織を改編して施設もそれなりに整えていったら、結構な課題が解決できるのではないかと私は思っております。ですから、10年、15年のスパンでもって、そう私が今話をしたのは群馬県のあるまちですけれども、3万5,000人のまちがそういうことに取り組んでいると。ほかにもたくさん取り組んでいるまちが出てきました。ほとんど共通な悩みは、定員が確保できない。それから、本当は金がかかるんだけど、それを何というか、あからさまにそんなに話することもできないという悩みもありました。いかがでしょうか。そういうふうに分団を再編し、その施設を毎年1,000万円から2,000万円ずつかけて順繰りやって、モグラたたきですか、出てきたぼんぼん、ああいうことをしなくても済むという体制にしていくことはできないでしょうか。その点、いかがお考えでしょうか。 誰に答弁を求めますか。誰でもいいですか。 まちづくり防災課長。 ご質問にお答えします。 再編の話自体は、町としては、令和元年度あたりに消防団と在り方を検討したいということで、ある程度のたたき台もつくったりして話をしてきた経緯はあるということなんですけれども。それ以降、具体的な進展がないというのは、消防団員自体が確保されていないんだけど、それなりに災害出動の件数等もあって、やはり必要性が問われるというか、あってよかったということが多いというのもあって、地域の自治という部分でも最たる活動であるという部分は持っていますので、統合ありきではないですけれども、自然に統合することは、もしかするとないのかもしれませんが。人数が本当に減ってきた段階で、例えば10人という、もう既に10人を下回っている分団もありますので、5人を下回ったら統合だとか、そういう段階を踏んで町として目標を組んだりしなければ、強制的な部分はないと思いますけれども。強制的には、歴史的な部分もあるし、狭いと言いつつもいろんな地形、市街地を含んで持っている町ですので。19分団が多いのかと思って県内を調べてみましたけれども、うちよりも小さいまちでも、例えば20分団持
----	---	---

質疑	松林議長 14番 (西館芳信君) 松林議長	っていたり、それぞればらばらでした。あと、八戸市等は、分団は24分団しかないんですけども、その下に部というのが隠れていまして、1分団に例えば5部ぐらいぶら下がっていまして、実際は、うちの分団みたいなのがその下に5つぐらい配置されていると。そういった部分で、実際は、消防車両の配備等を考えれば、たくさん配備されていて、うちの町のような体制の部分部が部と呼ぶのか分団と呼ぶかの違いだけという、そういう形だけの統合というのも見られますので、その辺は、今後、全体として研究していかなくちゃならない課題だと思っています。 以上です。 14番。 数字的には、分団数だとかそういうのは、ほかのまちも同じなんだと課長はおっしゃいますけれども、それは、ほかのまちも何ら改編していないからでしょう。それは当たり前の話であって。だから具体的な進展はないと課長はおっしゃいますけれども、私も一時はそちらに、町長の隣に座っていた人間です。町長が消防に対してどういう考えを持っているかということは、私は誰よりも理解しているつもりです。町長がまず手をつけやすいことでやり始めたのが、それぞれ個々の消防団員に対する処遇の改善だと。そして、それが今実っていると私は感じています。でも、私がこういう質問をするのは、町長だったらあの気持ちがあるから、ほかのまちに先鞭をつけられると思うからこの質問をし、町長に大いに期待しております。 ともかく19分団、そして、それに張りつく施設、装備、これをどうするかということを思い切って手をつけないと、改革はないと私は思っております。それによって、それをちゃんとやることによって持続できる消防団が確保できるんだと思います。 最後にもう一つ、町で水防計画をつくって町長が恐らく水防管理者になっていると思うんですが、これは、全面的に水防に関しましては、消防団が大体という形になっているという理解でいいですか。 何を質問しているか、まとめて答弁をしてください。 まちづくり防災課長。
----	--	--

答弁	まちづくり防災課 長 (久保田優治君)	水防団については、当町は条例を持っていませんので、水防法の中で位置づけられる消防組織が消防団の事務を行うということで間違いないかと思っております。あと、防災計画等の中でも消防団が町の本部組織の中に水防も兼ねて配備されていますので、そういう体制を取っているということでよろしいかと思います。 以上です。
	松林議長	14番。
質疑	14番 (西館芳信君)	分かりました。持続できる消防を目指して、ぜひ町長には前からある気持ちでもって他市町村に先駆けて改革、改編を実行していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上で私の質問を終わります。
	松林議長	答弁しますか。 町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	冒頭でも申し上げましたけれども、消防団に少し反感を持たれるようなきつい指摘というんですか。でも、これは、町の将来のためにとっては、革新的あるいは革命的な発言だと思って、私は大変ありがたいご意見だと思って重く受け止めておきますので、よろしくお願いいたします。
	松林議長	これで14番、西館芳信議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。
	松林議長	(休憩 午前10時52分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午前11時05分) 引き続き一般質問を行います。 6席7番、澤上 訓議員の一般質問を許します。7番。
質疑	7番 (澤上 訓議員)	7番の澤上 訓です。議長のお許しを得て、通告に従い一問一答方式により一般質問をさせていただきます。

		まずは、成田町長、コロナ感染からの復帰おめでとうございます。先ほど来からの西館議員の質問に対して大変元気な声で答弁されている姿を見て安心いたしました。 新年度に入り、例年であれば桜の見頃は4月下旬から5月上旬あたりだったこの地域も、気温の上昇とともに4月中旬から下旬にかけて桜の見頃も変化してまいりました。今年はどこの桜を見に行こうかと悩んでいるときに、私の携帯電話にあまり見覚えのない電話番号が鳴り響きました。電話を取って対応したところ、ある町内会長さんからの電話でありました。内容は、公共施設使用料見直しと減免基準の変更の疑問点についてでした。それからというものは、別の町内会長さんあるいは別の町内の会員さんからの同じ内容の疑問点についての考えや私に対してどう考えるのかを問う内容でありました。そして、一議員として各町内会で悩んでいる公共施設使用料の見直しと減免基準について一般質問をしてほしいと熱願されました。よって、今回、一般質問をすることになったわけでございます。 それでは、（１）の質問に入ります。 行政と町内会の役割については、合併以前から広報誌の配布をはじめ、回覧板等を通じ行政からの情報を住民に伝える役目を行っております。また、町内会は、地域住民と行政をつなぎ、地域課題を解決していくため、地域における情報の共有化、コミュニケーションづくりに貢献してきております。そのほか地域の防犯・防災、防火活動をはじめ環境美化活動、保健衛生活動など、行政との協働により身近な公共的活動に積極的に取り組んでおります。 また、町の依頼を受け、民生委員や保健協力員など様々な委員を推薦し、福祉、保健などの分野における地域での対応や行政の様々な事業等への協力を行っております。 このように行政と町内会は、互いに支え合い、住みよい地域づくりのためのパートナー関係にあります。このことについて町はどのように考えているのかをお聞きしたいです。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	6席7番、澤上 訓議員のご質問にお答えします。 町内会と行政は、良好な地域社会の形成・維持のため、多様化す

質疑		る住民ニーズや地域において生じる身近な課題に対して、町行政だけでは賄い切れない地道で自主的な地域活動をいただいております。町内会は、町民と行政のかけ橋であり、町といたしましても、その活動には、一定の支援をしながらご協力をいただいているところであります。 以上です。
	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	ありがとうございます。私の考えと町内会側、そして町長の今の意見が大変一致したと私なりに受け止めましたが、それで間違いございませんね。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	そのとおりであります。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓議員)	それでは、(2)の質問に入らせていただきます。 おいらせ町は、これまで町民のコミュニティ活動を推奨し、公共的な役割を担っている町内会活動に対して理解し、公共施設を無料で使用させていたという大変独自性のある政策でもって行政と町内会の信頼関係を築いてきたものと思っておりますが、このことに対して町はどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 合併以前からコミュニティ活動の推進のみならず、スポーツや文化活動の推進のため、町内会やスポーツ団体、文化団体の使用について全額免除してきておりました。今後も地域コミュニティなどまちづくりや町内会活動の推進のため、相互に協力していくという基本的な考えは変わっておりません。 一方、施設の使用料については、利用した人が利用した分の対価

質疑		として維持管理費の一部を負担することが受益者負担の観点から適切であるため、全てを無料とするのではなく使用料と減免基準の見直しを行ったところであります。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番 (澤上 訓議員)	では、(3) なぜ公共的な役割を果たしている町内会との関係を切り崩すようなことを行うのか、甚だ疑問に感じます。事前に町内会への説明がなされたのかをお伺いします。
	松林議長	町長。
答弁	町長 (成田 隆君)	お答えします。 各町内会においては、活動の場として各地区の集会施設を利用していることもあり、町内会への事前説明は行っておりませんでした。 なお、見直しに当たり社会教育関係団体及びスポーツ団体への説明会開催やホームページへの掲載を行ったほか、条例改正後の令和6年1月から3月まで町広報誌に見直し内容について掲載しております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	説明がなされていなかったということで受け止めました。やはりこういうことを行うには、事前にそういう町内会の今までの流れの中をやっぱりきちんと説明して、こうしたいんだけどもというお互いのやり取りが大事なんじゃないのかと、それを感じております。そこで何か一つ足りなかったんじゃないのかと。いろんな不満をやっぱり町内会としては持ち出してくるのが、それは当然のことじゃないのか、そう私は感じております。 ご存じのとおり、町内会は、町内会費でもって運営されております。特に物価高の現状においては、町内会費を簡単に値上げできないことはお分かりいただけたと思います。公共的な役割を担っている町内会では、現在、役員の高齢化とか若手などの後継者不足、ご

答弁	松林議長	み問題、町内会加入率の低下など数多くの問題を抱えております。そういうときだからこそ町内会に温かい支援が必要なときであり、負担をかけることは避けるべきと考えますが、いかがお考えか。
	町長 (成田 隆君)	町長。 先ほど答弁しましたけれども、その町内会に対する説明がなかったということで、連合町内会の事務局長をなさっている澤上議員のご意見はもっともな部分もあろうかと思って、改めてもう少し配慮が必要であったのかと反省をするところもありますし、また、担当者となれば、そうしなくてもいいんでないかという意見もあろうかと思しますので、担当課からも説明させますけれども、私本人となれば、もう少し配慮してもよかったのではないのかという思いはしております。 以上です。
	松林議長	副町長、答弁。 副町長。
答弁	副町長 (小向仁生君)	それでは、町長はただいま担当課と言いましたけれども、私からお話しさせていただきます。 確かに町内会への事前説明がなされなかったということは、反省しなきゃならないと思いますけれども。ただ、一方では、町内会の集まり事等については、各自前の集会施設等を使って行っているというそういう観点から、あえて町内会には事前説明をしなかったということであります。 ただ、その集会施設の枠を超えて大きな人数といいますか大勢で集まる場合に、その集会施設もしくは体育館等を使う場合のことも踏まえると、何かしらの説明があってしかりだったかという、そういう思いはしております。 以上です。
	松林議長	7 番。
質疑	7 番	今、私が質問をした内容に対しては、少しご理解をいただいたと

答弁	(澤上 訓議員)	私も感じております。 では、次に、（４）今回の公共施設使用料の見直しと減免基準の変更は、公共施設を使用しない人たちとの公平性に欠けるという理由であるならば、日々、公共的な役割を果たしている町内会から見て、逆の立場から公平性に欠けるものと感じ取れるが、どのようにお考えか。
	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 受益者負担の原則から公共施設を利用した場合は、維持管理費の一部を負担するという意味での公平性を申し上げているのであります。集会施設を持っている町内会では、相応の施設維持管理費を負担していることから、町内会と町の関わりと施設使用料の減免は、ある程度分けて考える必要があると思っております。 以上です。
質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	何かにつこりほほ笑みたくなるような、町長に大変ご理解いただいております。 それでは、せっかくですので、町民の声が、どういうのが私に届いているのかということをちょっとご紹介させていただきます。 今、町民の公共施設使用料変更に対する反響が非常に多く、私のところに届いている町民の声の一部を紹介したいと思います。 まず、第１、町民の生きがいを取り上げてしまう施策だ。２番、長い間、減免だったのに、急に使用料を取られる理由が分からない。３番、おいらせ町は、コミュニティ活動を推奨しているのに、逆に束縛する施策だ。４番、町内会は、行政協力のために公共施設を使用するのであり、納得できない。５番、財政上、大きな効果があるとは思えない。６番、コミュニティ活動を優遇してきた従来の形は、おいらせ町の優れた独自性であり、他の模範として誇りにすべきだなどの声が上がってきております。これはほんの一部です。全部紹介すると、ちょっと感情的なものもあるので、私が選んで、気持ちよく町長から回答を得たいので、私も気持ちよく質問をしたいと、

答弁	松林議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	そう思っていましたので何とぞご理解ください。 今、紹介したとおりでございます。この現状に対して町はどう答えるつもりでしょうか。 教育長。 それでは、私からお答えをいたします。 私は豊原の地区です。豊原は、集会所を自前で建てました。私も町内会長をやっているときに確認をしているんですが、何百万円というお金をかけて自前で造って、維持管理も自前でやっているところから考えると、少しは一般の方々にも公共施設を利用してもらって、維持管理を長くしていきたいということで、今、このお話は財政から始まったことなんですけれども。取りあえず、まず一応理解をしたというか、そういう形で社会教育・体育課を中心に進めさせてもらっております。 いろんな意見があることは承知しております。ですから、これまでも町内会は、教育委員会の担当ではないんですけれども、町内会とうまくいい関係を続けていきたいという思いではおりますので。いろんな意見は、今お話を承っておりますし、私自身に対してもいろんな施設を利用するときに何でお金を取るようになったのか、何で減免を少しやめているのかという話は伝わってきております。町長もお答えはしておりますけれども、町としても一般の方々といいい協力関係を築いていかなければならないことは確かでありますので、議員のお話のとおり、いろいろこれからも協力を仰ぎながら、理解をしてもらいながらやっていきたいと思っております。社会教育・体育課からも少しお話をします。
答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	社会教育・体育課長。 それでは、私からも補足をさせていただきます。 まず、町内会ということでご質問ですので、公民館自体は、文化団体とかスポーツ団体とかいろんな団体が使っているんですけれども、町内会について調べた部分をお話ししたいと思います。 まず、町内会は、令和5年度、各公民館で、例えば北公民館とか東公民館は使われておりますけれども、北公民館では、2つの町内

		会が例えば総会とか、あとはいきいきサロンとか出前講座とか、そういったもので活用しております。東公民館も同じように本町地区の町内会が活用しております、活用方法については同じになっております。昨年度までは使用料無料ということです。使用料以外に、例えば冷暖房費とかは別途頂いておりました。ですので、冷暖房費のみは頂くと、使用料は無料という形で行っていました。今年度から使用料に冷暖房料を含めて2分の1減免と、使用料を取るという表現でご質問されていますけれども、2分の1は減免になっているという状況で、2分の1を頂いているということです。この2分の1には冷暖房費も含めておりますので、含めた形で2分の1を頂いております。 主に実績を見ますと、大体総会ですとか役員会、町内会が独自にやる事業で使用料が発生しているという状況です。会議室でも100円とか、ホールであれば360円とか、そのぐらいの1時間当たりの金額になります。それ以外のいきいきサロンとか、例えば町内会が委託する敬老会とか、そういった共催事業とか、町主催は10割減免ということで今までと従来と同じであります。そういった意味で一概に今年度負担が増えたということは、私は言えないのかと思っておりまして。澤上議員がおっしゃることは、非常によく分かります。これまで無料だったというのは非常に分かります。ただ、説明でもありましたとおり、集会所を持っている町内会もありますし、あと、町の集会施設を、公共施設を使っている町内会もあります。そういった部分でいろいろ差もありますし、そういった意味で今年度から減免基準とか使用料を改正したということでご理解をいただきたいと思います。 なお、説明会の件でも質問がありましたけれども、説明会を社会教育・体育課としては、スポーツ団体と、あと社会教育団体、文化団体を中心に行ったということで、うちは、町内会には行わなかったんですけれども、そういうことで行ったというのが経緯でございます。 以上です。 まちづくり防災課長。
答弁	松林議長 まちづくり防災課	すみません。もう1点補足させていただきます。

質疑	長 (久保田優治君)	うちとしては、今までの答弁の中でもあるとおり、一定程度を分けて考えるという部分に町内会の運営交付金とか、あとまちづくり活動支援助成金という部分で、そういう施設を、集会施設を持たないところが使った際は、経費対象として認める助成金等も行っておりますので、一定のご理解をいただきたいと思っております。 以上です。
	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	教育長の言う話も分かりますけれども、町内会によっては、世帯が物すごく大きいところがあるんです。過去の資料とかそういうものを見ますと、やっぱり集会所でとても賄い切れない人数が集まる、そういうのが出てくるんです。ですから、どうしても公民館をお借りするということになったり、それから、町の広い施設をお借りしたいという、そういった悩みが出てくるわけです。それが、今まで使えていたものが、そこに料金が発生するということで非常に悩んでいるわけなんです。 それから、それぞれの施設で各記録が残ったりしているから、何回使っているのかとかいろんなのを挙げようと思えば挙げられると思うんです。でも、こうして見れば、結構それなりに使っていると、この人たちは、例えば冷暖房を使わなければ、それは減免、今までどおり全くゼロでいいという考え方でいいわけですね。そういうことじゃないの。俺はその辺が、町内会が感じる部分というのが、何か化かされている感じのそういう感覚を受けると思うんです。だって、冷暖房を使わなければ今まで無料で貸していただいたものだからということで、そういう声も上がってきているんです。含めてということで、結果的には、冷暖房を使わなくてもそれをもらっているということになるわけですね。だから、その辺のところはどうもはっきりしないという、これは各町内会の悩み、一番困っているところだと思います。ですから、もう少しその辺のところ、一からもう一度見直してもらって考えてもらいたいとは思っているんです。検討してもらいたいということを。その点についてはどうでしょう。
	松林議長	教育長。

答弁	教育委員会教育長 (松林義一君)	先ほどもお話ししましたが、この見直しは町全体で始まったんですが、細かく言うと、教育委員会で進めるというよりは、財政からの何というか、リードもあって進めてきたと思っております。町内会との絡みは、教育委員会では、なかなか管理はできないんですけれども。施設を管理する側で考えると、もう一つは、見直しのきっかけは、冷暖房がきっかけではなくて、まず、今までの公共施設の在り方を少し考え直してみようということが始まったと理解しております。ですから、今は始まったばかりですので、当然何事もそうですけれども、様々な事業は、定期的に見直しはしていかなければならないことは、そうだと思っておりますので。これについても、当然、ある一定時期が過ぎたらまた少しは見直していく必要が出てくるだろうと予想はしておりますので、しばらくというか、ここ数年は、このままで推移させていただければと思っております。気持ちは十分分かると思っております。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それでは、再質問にお答えをしたいと思います。 今回、使用料の改正をしたわけなんですけれども、合併以後、維持管理費用と使用料の関係を想定とした検証は行っていませんでした。そういうことから、施設使用に係る公平性とか受益者負担適正化ということで今回は使用料の見直し、それから減免規定の見直し等を行ったものであります。今回、いろいろな要望・意見等をいただいております、これは、このまま継続してやっていくことになりますけれども。今後、一応見直しの際にも説明をさせていただいておりましたけれども、原則3年ごとに見直しをするということで、使用料の維持管理費に対して使用料がどういう金額になるのか、それから減免規定等についても課題、そういったものがないかどうか検証して、令和5年、6年、7年と3年分を、維持管理費とかそういう課題等を検証した上で、3年後、見直しが必要であれば、そういう形で使用料、減免規定も含めて考えていきたいと思っております。 以上です。

質疑	松林議長	7 番。
	7 番 (澤上 訓議員)	最後の質問に入りますけれども、今、やっぱり町内会と町の関係というのは、すごくいい関係なんです。これはやっぱり人の人情、人情でいいのか、お互いにそういう、町から頼まれたら、いや、何とかしてあげたい、町内会から頼まれたら町も、いや、そうだな、何とかしてやりたいとか、浪花節みたいになるんですけれども、この人情絡みが今まですごくいい関係を保ってきていると思います。 それでは、(5)の質問に入ります。 行政の一翼を担っている町内会との関係は、車で例えるならば、両輪であると言われております。町内会活動の公共性という考え方と、今後も協働のまちづくりを行う大切なパートナー関係であるということから、ぜひとも前向きに捉えていただいて全額免除に変更すべきであると私は考えておりますが、町の考えを伺います。
答弁	松林議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	お答えします。 今回の見直しは、使用料の算定基準、受益者負担の原則、減免基準など様々な検討を経て行ったものであります。使用料につきましては、今、担当課長が説明しましたがけれども、また次回、3年ぐらい先になると思いますけれども、再算定を行い、見直ししたいと考えておりますけれども。あわせて、減免についても見直しできるかどうかを含めて整理して考えていかなければいけないのかという気がしております。いずれにいたしましても、こちらの少し値上げしたという、値上げの部分だけが独り歩きして、減免している部分もあるんだとか、値上げされない部分もあるんだという部分は、話題に乗らない部分がありますので、再度、お互いに説明するなり聞いてほしいなり、いろんな部分で機会があったら説明してご理解を得たいと思います。また3年後には、何とか見直ししなければならなければしますので、そういう部分も含めてご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
	松林議長	7 番。

質疑	7 番 (澤上 訓議員)	町長からも大変前向きな回答をいただきました。ぜひその人情という部分を、お互いさまという部分を大切にさせていただいて、何とか今すぐ変えろじゃなくて、これは3年と言っていたんですよね。3年後にでも本当にそこを変えてもらえれば、非常に町内会の方々も分かってくれるんじゃないかと。いきなり今変えろって変える、そうなれば、町の施策は何なのと、逆にそう思われることもあります。せっかく条例に定めたのにと、何でそう変えねばないのとなりますので、この見直しの時期をしっかりと捉えていただいて、何とかこの辺のところを、町内会の皆さんも納得して、町も納得していただいていい形を残していただきたい、そう思っております。 以上をもちまして私の一般質問を終了したいと思います。当局の真摯なる答弁をいただき誠にありがとうございました。
	松林議長	これで、7番、澤上 訓議員の一般質問を終わります。 ここで、お昼のため13時15分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時39分)
	松林議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 1時15分)
	松林議長	日程第2、報告第2号、令和5年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。 議案書は、5ページから6ページになります。 本件は、継続費を設定しておりました事業について、令和5年度から令和6年度に逓次繰越する額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。 その内容は、こども計画策定事業について令和5年度一般会計12月補正予算において設定した継続費総額723万9,000円のうち、令和5年度予算現額の145万7,000円に対し支出済額が65万45円となりましたので、残額の80万6,955円を令和6年度に繰越するものです。

質疑	松林議長	以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	14番、西館です。 この繰越しの処理については特になんだけれども、今、一回、確認させてください。このこども計画なんだけれども、いいですか。担当のほう、こども計画の内容をもう一回確認させてください。議長、いいですか。
質疑	松林議長	はい。
	14番 (西館芳信君)	こども計画のこどもは、定義はどうでしたっけ。それが1つ。 それから、この計画策定をするのに子供の意見を聞くとなっているんだけど、この意見を聞くというのは、どういう内容でしょうか。 それから、今、たしかこども計画については、平成24年に成立した子ども・子育て支援事業、こっちをやりなさいということで各市町村はこれに一生懸命取り組んでいるのに、またこども計画というのが出てきて、この整合性というか、これは、どういうふうにして2つの計画をしようとしていますか。これを一体化してやるということもたしかできると思うんだけど。片方は努力義務だ、片方はつくりなさいと、全く国の姿勢が分からないんだけど。その辺のところを担当で説明してくれればと思います。お願いします。
答弁	松林議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、西館議員のご質問にお答えいたします。 ご質問の1つ目、こどもの定義ということでよろしかったでしょうか。まず、このこども計画のこどもの定義でございますが、こども計画自体の策定については、こども基本法の中で位置づけられております。このこども基本法の中でこどもの定義を位置づけておりますが、ここでは、心身の発達の過程にある者をいうということで、

		こどもに関しての年齢の要件は、こども基本法においてはありません。 2つ目のご質問、子供の意見をいろいろと聞き入れるということで、この手法、あるいはこの聞き入れる内容ということについては、まず、その聞き取る手段としては、例えばパブリックコメントを実施したりだとか、あと、一定の場所に子供を集めて意見を集約するという方法が考えられます。 ただ、どういったことを聞くかということについては、実は、国から、今、こども計画の策定のガイドラインというものがつい先週に示されておりまして、私はその中をまだ読み込んでいないんですが、その中で先進地はこのような方法、あるいはこのような内容を子供から意見を聞き取っているという書きぶりをしていたので、すみません、今ここでは、その内容についてはお答えできないんですが、今後、ガイドラインを確認していきたいと思っていました。 あと、最後、平成24年、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画、こちらとの整合性ということだったんですけども。実は、このこども計画を策定するに当たりまして、議員おっしゃるとおり、過去にもご質問のありました子ども・子育て支援事業計画のほかにも、例えば次世代育成支援行動計画だったり子供の貧困対策計画、あるいはこども・若者計画など、様々、子供に関する計画というのがありましたが、今回のこのこども計画を策定するに当たりましては、先ほど言った各種こども計画、支援事業計画も含めて一体的に策定をすることができるということで国から示されましたので、議員ご指摘のその整合性についても、こども計画の中に先ほどの子ども・子育て支援事業計画、そういったものの計画も含めて策定してもよいということで国から指針が出されましたので、今般、私たちが計画策定をするに当たっても、それらを包含してこども計画ということで策定をする予定でございます。 以上です。
松林議長		ほかにございませんか。
	(議員席)	
松林議長		なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第2号を終わります。

＊＊「なし」の声＊＊

当局の説明	松林議長	日程第３、報告第３号、令和５年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、報告第３号についてご説明申し上げます。 議案書は、７ページから９ページになります。 本件は、令和５年度に繰越明許費を設定しておりました１５件の事業について繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。 その内容は、８ページから９ページに記載している２款１項新庁舎建設基本計画等策定事業ほか１４件の事業について、設定した繰越明許費の総額５億２，６４７万５，０００円に対し、繰越額の総額は５億２，６４７万４，０００円となり、その財源内訳は、国・県支出金が２億３，２５９万円、地方債が１億６，５９０万円、その他３，９００万円、一般財源が８，８９８万４，０００円となりました。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 １１番。
	１１番 (平野敏彦君)	１１番です。 私が確認したいのは、この繰越明許費の財源内訳を見ますと、国・県支出金、地方債があります。あと、その他とありますけれども。一般財源だけの事業もあるんですけども、これらについては、繰越しをするというのは、どういう意味なのか理解に苦しむという。特定財源で使えないから繰越しをしますということで、一般財源だったら年度にまたがるものについては、その年度で予算措置をしてもいいんじゃないかという気がしたので、ここをひとつお答えいただきたいと思います。
	松林議長	財政管財課長。

答弁	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、お答えをいたします。 全て一般財源のものにつきまして、8ページにある土木費の町道緑ヶ丘2号線の交通安全対策事業、一応この事業につきましては3月補正で措置しておりまして、その時点で年度内完了はできないということで繰越明許費を設定しております。 それから、同じく8ページの下から3番目です。公民館等空調設備整備事業、これにつきましても3月補正での繰越明許費の設定ということで、内容が、アスベスト対策が追加となりまして3月に設定をして繰越しをして工事をしているという形になっております。 あと、9ページの教育費のところの町民交流センターの空調機器整備事業についても、同様の理由において3月補正で繰越明許費を設定して、一般財源として扱って、繰越しをして事業をすることとしております。 以上になります。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 3月で補正をして議会でも承認しているんですけども、そのときに確認すればよかったと思うんですけども。財源的に見て道路橋梁費でも1,900万円、それから公民館の空調が259万5,000円、こういう金額的に3月補正で年度内の事業執行ができないというのを最初から見込んで3月補正でやったのか。当初予算であっても、私は、令和6年度当初予算に計上しても差し支えなかったんじゃないかと思うんですけども、この辺、設定の根拠をもう一回お願いします。
答弁	松林議長 社会教育・体育課長 (三村俊介君)	社会教育・体育課長。 それでは、公民館と空調設備の関係と、あと町民交流センターの空調設備の関係について説明します。 これは、12月補正で予算は措置してまして、繰越しは3月に設定したということでございます。12月に補正予算を措置した理由といたしましては、やはり昨年度の猛暑の影響を受けまして公民館あるいはみなくる館、大山将棋記念館、あとは体育施設の交流セ

		ンターといちよう公園体育館の事務室に空調設備を整備してほしいという要望もありましたし、また、猛暑対策ということで来年度に向けて工事を行おうということで、事務室に空調設備を設置するというので、12月に補正して事業を進めておりました。 しかしながら、説明にもありましてとおりアスベストの調査が必要だということになりまして、その調査が終わってから工事を行うということで、その分で工期が延びました。そういう意味で令和6年度に繰越しになったということでございます。仮に令和6年度に予算措置したのであれば、今年度の夏には間に合わないのかということで、昨年度の段階で措置して進めようということでこういう状況になっております。 以上です。
答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 私からは、土木費の町道緑ヶ丘2号線交通安全対策事業についてご説明いたします。 この事業につきましては、既存水路へ蓋かけをしまして歩道とする事業を行うものでございます。設計等は、令和4年度中に行ったものなんですけれども、この蓋かけをする材料の選定、耐久度であるとか、長期的使用に耐え得る材料選定に時間をかけた結果、発注が遅くなったということで繰越明許費を設定したものでございます。 工事費につきましては、資材の高騰はご存じかと思いますが、労務費の上昇も毎年のように続いておりまして、これを翌年度の予算に改めて取るよりも、令和5年度中に発注したほうがより経済的に工事発注ができるだろうという判断の下、繰越明許費を設定したものでございます。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	11番。 それぞれ事前のチェック機能が果たされていないという気がしています。それから、年度内に執行するのが私たちの予算の審議をすることになると思うんですけれども。いかなる理由があって繰越し

答 弁		をするということになれば、私は、事務的に進め方が果たしてこれでいいのかという疑問を感じるわけです。やはり町長が提案する当初のいろんな説明の中でこういうことをやりますというのが、年度途中ですと、詳細な説明とかそういうものというのは、なかなか理解できない。そういうこともあって、特に土木費、道路橋梁費の蓋がけ等についても、それなりのその時点で終わって当初でやっても私は可能だったんじゃないかという思いもしますけれども。この辺、全てが、繰越明許が年々多くなっているんで、事務処理については、私は、もっと慎重に対応してほしいと要望しておきます。
	松林議長	ほかにごいませんか。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	ただいまのご質問があったものについて、私が知る部分からお答えしたい部分がありましたので、答弁いたします。 平野議員ご指摘のとおり、予算の執行については、年度内に執行するのがもちろん基本原則ではございますけれども。近年、国土交通省より発注時期の平準化、今まで公共事業につきましては、年度初めに大量発注を行いまして年度締めに工期を迎える工事が大変多くて、工事に従事する人たちの働き方改革の面からもよくないということで、近年、国土交通省から債務負担行為とか繰越明許費を使いまして年度内に発注時期を平準化してくださいという取組も行われまして。国から繰越明許費や工事発注につきましては、債務負担とか繰越明許費を積極的に活用してくださいという働きかけがあるので、近年、当町ばかりではないと思います。県とかも債務負担行為とか繰越明許費も増加傾向にあると思いますので、うちの町ばかりではなくて、全国的傾向としてご理解いただきたいと思います。 以上です。
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第3号を終わります。
	松林議長	日程第4、報告第4号、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

当局の説明	地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 それでは、報告第４号についてご説明いたします。 議案書は、１０ページ、１１ページになります。 本件は、令和５年度に繰越明許費を設定しておりました農業集落排水施設設備事業につきまして繰越額を確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。 繰越事業の内容ですが、農業集落排水処理施設に係る維持管理適正化計画策定の業務委託でありまして、その進捗の遅れにより令和５年度に完了できなかったため、繰越明許費を設定した７２３万円全額を繰り越したものです。 なお、財源内訳は、国庫支出金６５０万円、一般財源７３万円です。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第４号を終わります。
	松林議長	日程第５、議案第３２号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 保健こども課長。
当局の説明	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第３２号についてご説明申し上げます。 議案書の１２ページと１３ページをご覧ください。新旧対照表は、３７ページと３８ページになります。 本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、家庭的保育事業等のうち小規模保育事業と事業所内保育事業の２つの保育事業における満３歳の児童及び満４歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を変更するため所要の改正を行う

	ものであります。 詳細については、新旧対照表でご説明いたしますので、３７ページをご覧ください。 初めに、第２９条では、小規模保育事業のうちＡ型事業を行う事業所に関する配置基準の改正として、第２項第３号中「２０人」を「１５人」と改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」と改めるものであります。 第３１条では、小規模保育事業のうちＢ型事業を行う事業所に関する配置基準の改正として、第２項第３号中「２０人」を「１５人」と改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」と改めるものであります。 ３８ページをご覧ください。 第４４条では、保育所型の事業所内保育事業を行う事業所に関する配置基準の改正として、第２項第３号中「２０人」を「１５人」と改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」と改めるものであります。 第４７条では、小規模型の事業所内保育事業を行う事業所に関する配置基準の改正として、第２項第３号中「２０人」を「１５人」と改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」と改めるものであります。 いずれの保育事業においても、満３歳の児童については、２０人に１人の職員配置を１５人に１人とし、満４歳児以上については、３０人に１人の職員配置を２５人に１人とする改正内容になります。 １３ページにお戻りください。 附則第２項では、経過措置として「当分の間は改正前の配置基準とすることができる」旨を規定し、附則第３項では、「改正後の配置基準を満たすよう、それぞれの事業所においては、努めなければならない」旨を規定するものであります。 なお、施行日は、公布の日からとなります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 １１番。
松林議長	

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	確認をしたいと思うんですけども、1 3 ページのところで小規模保育事業所とあります。それから、保育所型事業所内事業所、この町内には該当する、実際に開設しているのがどういう状況になっているか、ここをお聞かせいただきたいと思います。
	松林議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長 (鈴木政康君)	それでは、ご質問にお答えします。 町内におきましては、この家庭的保育事業等を行っている事業所はございません。町外の家庭的保育事業所等へ通園しているお子さんが4名いまして、そのうち三沢市の事業所内保育に3名で、十和田市の小規模保育事業所に1名、合計4名が通園しております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。 1 4 番。
質疑	1 4 番 (西館芳信君)	1 4 番、西館です。 これは、1 3 ページです。2 0 人を1 5 人の子供に目が届くようにこの人数を少なくしたと思うんですけども、それでいいですか。 そして、家庭的事業という範囲の中に小規模保育事業A・B型とこれが入るという解釈でいいんですね。 A型、B型の違いは何ですか。 そもそもこの家庭保育事業というものは、本当は、事業そのものは認定でもいいし、しなくてもいいしと市町村でなっているらしいんだけど、その辺のところを、今、事業者がないから認定するしないというところまでいっていないと思うんだけど、もし出てきたら、この認定が必要、必要でないというのは、どう対処するつもりでしょうか。 それから、家庭的保育所ですけども、これに関しても認定が必要だということで、それぞれの町村でその認定の基準が違うんだとなっているけれども、うちでは、これに対する準備は、どういう基準と考えて対応しようとしているのか、そこをお願いします。 それから、これには、もう一つ保育料が発生するという事だけ

答弁	松林議長 保健こども課長 (鈴木政康君)	れども、その保育料は大体どれぐらいになるんですか。 それから、また、各保育所でもってこれを支援して連携してやっていくという体制の在り方も予定されているということもあるそうですけれども、これについてどういう考えでしょうか。お願いします。 保健こども課長。 西館議員から今ご質問をいただきまして、もし答弁で抜けているところがあればご指摘ください。申し訳ございません。 まず、今回の配置基準の見直しにつきましては、国で76年ぶりの配置基準を見直すということで、例えば保育所だったり認定こども園、こちらの保育士も、今回の私たちが、今、提案しました条例と同じように25名を15名にしたり30名を25人にしているというものでございます。この家庭的保育事業等の中には4種類の保育事業がございまして、まず家庭的保育、それと小規模保育と事業所内保育、それ以外に居宅訪問型保育、この4種類がございまして、今回その配置基準を見直すのは、小規模保育と事業所内保育になります。 認定、認可のご質問があったかと思いますが、この家庭的保育についての認可につきましては、市町村が設置の認可をすることになりますので、その認可基準に基づいて設置するかどうかという判断をします。その認可基準というのは、まさにこの条例の中にあります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これが基準になりますので、この中に規定されているものと照らし合わせて認可をするかどうかというのを判断していくことになります。 あとは、小規模事業保育の中でA型、B型、こちらの違いということだったんですが、定員に関しては6人から19人ということでA型、B型は同じでございまして、配置される職員の資格が違ってきます。小規模保育のA型については、全員が保育士でなければならないとなっておりますが、B型に関しては、保育士が半分いればいいと、それ以外については、研修を受講した保育補助のような方でもいいということになっておりますので、その違いがA型とB型ではあるということになります。 あとは、保育料についても、給付保育所は認定こども園と同じよ
----	--	---

		うな給付になりますので、その定員数だとか、あとは入る年齢だとかによって金額が変わってくるので、今この段階では、幾らになるというのは、申し訳ございません、提示はできません。 最後に、その連携のお話がありました。この家庭的保育事業というのは、もともとゼロ歳から3歳未満、ゼロ歳、1歳、2歳のお子さんが入る施設を想定しておりますので、3歳になった時点で入る保育園がないというのは当然困ることになりますので、3歳になる前にその連携施設と調整をして、2歳で家庭的保育を卒業した後、3歳になってから例えば連携している認定こども園に入園してもらうという対応を必ずしてもらうことになります。 漏れていればご指摘ください。以上になります。
質疑	松林議長 14番 (西館芳信君)	14番。 漏れていなかったです。大変よく分かりました。 1つだけ再質問ということで、設備運営の基準ということでの目安みたいなものがあれば聞かせていただきたいです。 これは、他市町村と恐らく同じになるだろうという見通しでいいですか。それとも、うちのうちで考えていますということになるのでしょうか。ないのにまだ無理なのかもしれませんけれども、もし考えがあったら聞かせてください。
答弁	松林議長 保健こども課長 (鈴木政康君)	保健こども課長。 それでは、例えば施設の基準に関するものでございますが、一般的に各市町村がこのような条例を定めるときには、国の基準がございますので、恐らく国の基準に基づいて各市町村ともに定めていると思われます。おいらせ町についても、国の基準があるので、そちらに準拠して規定を設けております。 先ほど言った4種類の小規模保育事業だとか、家庭的保育事業だとか、それぞれに対して設備の基準というのが細かく設定をされております。細かいところまで伝えにくいんですが、例えば、小規模保育事業であれば、避難用の建物として建築基準法施行令第何条に基づいた構造の屋内階段を設けるだとか、退避上有効なバルコニーを設けるだとか、そういったものを細かく設定をしておりますが、

当局の説明		いずれにしても国の基準に準拠して当町の基準も設けてご います。
	松林議長	以上です。
		ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第３２号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第６、議案第３３号、神明橋橋梁補修工事請負契約の締結に ついてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第３３号についてご説明いたします。 議案書は１４ページ、１５ページ、入札一覧表は３９ページに なります。 本案は、橋梁点検結果に基づき、昨年度に引き続いて阿光坊地区 から本村地区に架かる神明橋の老朽化対策として補修工事を行うも ので、去る５月２０日に株式会社柏崎組ほか９者により指名競争入 札を執行したところ、１億２，７０５万円で株式会社柏崎組が落札 者と決定したので、この契約を締結するため提案するものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。

当局の説明		これから質疑を受けます。質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第３３号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第７、議案第３４号、学校校務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、議案第３４号についてご説明申し上げます。 議案書１６ページ、１７ページになります。入開札一覧表は４０ページになります。 本案は、学校校務用パソコン購入のため、去る５月２０日にリコージャパン株式会社ほか９者により指名競争入札を執行したところ、８、００４万５、９００円で株式会社ビジネスサービス八戸支店が落札者として決定しましたので、契約を締結するため提案するものであります。 なお、本件購入により町内８小中学校において教職員が公務で使用するノートパソコン１７８台、サーバー及びネットワーク等の関連機器８校分が令和７年１月３１日までに納品されることとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 1 1 番。 4 0 ページの入開札一覧表で辞退が 4 者あります。理由が分かっていたらお伺いしたいと思います。 それから、例えばこういう辞退が何回か続いた場合は、指名を検討するのかどうか、外すのかどうか。前にも辞退するのも結構見えてありましたけれども、町の考え方についてお伺いします。
答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	財政管財課長。 それでは、お答えいたします。 まず初めに、辞退理由になります。 上のほうからですが、仕様を満たす機器を納入できないという理由。それから、予定価格内での納入が困難。それから、既存機器の引取りができない。最後が、履行期間内の納入が困難という 4 つの理由となります。 それで、辞退が続いたときに指名するかどうかという話ですけれども、それについては、何というんですか、辞退理由を見て、次の入札の際にもうできないのかどうかという判断が入ってきますので、その前回の辞退の理由を見て、できないと思えば外しますし、できるようであれば、また入札に参加できるようにするということで、その時々判断となります。 以上です。
質疑	松林議長 1 1 番 (平野敏彦君)	1 1 番。 納入時期とかそういうのは示しているわけですがけれども、その期間というのは、できないというのを、つくる際にその期間をちゃんと考慮したのかどうか。結局、4 者もそういう形で納入できない、予定価格に対応できないということがありますから、本当につくる段階でこの期間設定というのはよかったのかという疑問が一つあります。 それから、辞退理由によって対応しますというのは分かりました。ここ 1 点だけ。

答 弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	先ほど議案書の説明にもありましたとおり、今回のものにつきましては、令和7年1月31日ということで6か月以上も期間を多く見ております。本来であれば、秋口にでもものを調べて学校に納入して、学校の先生方に使っていただきたかったところなんですけれども。今回、来年の1月31日までに期間を長くした一つの理由は、パソコンにインストールするOffice、要はWordであったりとかというものが、年末に新たなバージョンが出るというお話が出てきましたので、今回、それをせっかく新しいものに替えるのに、古いままのよりは新しいOffice等をインストールしたものを学校に提供したいということで、今回、今までよりは3か月ぐらい長い形で期間を取っておりましたので、その期間に対してもそういう理由で辞退したのであれば、もうしょうがないのかと。 また、辞退した業者全てがそうではないと思いますけれども、ちゃんとその期間内で納められる業者も6者いて金額を入れていただいておりますので、適正だと考えております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第34号についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当局の説明	松林議長	日程第 8、議案第 35 号、いちょう公園体育館外壁等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、議案第 35 号についてご説明申し上げます。 議案書 18 ページ、19 ページ、入札結果は 41 ページとなります。 本案は、いちょう公園体育館長寿命化のため外壁等改修請負工事を実施するに当たり、去る 5 月 20 日に株式会社三村興業社ほか 3 者により条件付一般競争入札を執行したところ、1 億 285 万円で株式会社三村興業社が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。 いちょう公園体育館は、平成 15 年に屋根及び外壁改修工事を実施してから 20 年以上が経過しており、経年劣化している外壁と屋根を改修するとともに、避難階段となっている体育館 2 階から外部への屋外階段が老朽化により損傷が激しいことから改修工事を行うものであります。本工事の実施によりいちょう公園体育館の適正な管理と安全運用が図られます。 なお、工事期間は、令和 7 年 1 月 31 日までとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 11 番。
質疑	11 番 (平野敏彦君)	今、説明がありましたこの 4 者による条件付一般競争入札、この条件付というのは、どういう中身でしょうか。ここをお知らせいただきたいと思います。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長	それでは、お答えいたします。

質疑	(田中淳也君)	条件付一般競争入札ですが、まず、町内にある建築一式工事の登録がある業者でA級またはB級の業者が参加できるという条件をつけて入札をしているものであります。 以上です。
	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	条件付というのは、だからその条件は、今示したのは、町内にあるA級、B級を4者指名したんだと。こういう条件で、例えばA級、B級以外は、町内にない業者しかないということなのか。町外からほかですと入っていますけれども、これらは、もともと地元の部分で入れる必要はないという考え方なのか。ここを確認したいと思います。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	再度説明します。 一般競争入札の条件として、町内にある業者がまず一つです。それから、町内の建築一式工事で登録がある業者が、A級が4者、B級が4者、全部で8者あります。一般競争入札については、指名通知をするのではなくて、条件を出して、この入札に参加できるかどうかということで募ります。参加できる業者は、参加するという意思表示をしまして、表示をしたのが4者になります。ちなみにこれが全部A級の業者となっております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第35号について採決をいたします。

当局の説明	(議員席) 松林議長	本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 **「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第9、議案第36号、いちょう公園体育館照明器具改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。 議案書20ページ、21ページ、入札結果は42ページとなります。 本案は、いちょう公園体育館の全ての照明器具をLED化する工事を行うため、去る5月20日に株式会社パル電装技研ほか3者により条件付一般競争入札を執行したところ、5,940万円で株式会社パル電装技研が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。 照明器具をLED化することで消費電力が抑えられ、照明器具が長寿命化することで環境にも配慮した照明となります。新設する照明器具については、既存照明と同等の明るさを確保できるよう選定し、アリーナについては、明るさを段階的に調整する調光が可能になります。 工事期間は、令和7年1月31日までとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	さっき漏らしましたので確認したいと思います。 この条件付一般競争入札を執行するというのは、町長の指示なの

答弁	松林議長	か、判断なのか、ここを1点だけ。
	財政管財課長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	お答えします。 町ホームページにも記載しておりますけれども、基本的には、町内業者を優先した形で一般競争入札をするのが最近は多くなっております。町内の業者では賄えない大きな事業といたしますか、そういったときには指名競争入札をしてやっている。一応、一般競争入札については、要綱を定めて実施をしておりますので、その要綱に沿って進めているところです。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	だから、その条件はさっきもお話ししているから分かりましたけれども、一般競争入札にするか条件付にするかというのは、誰の判断ですかということを伺うんです。
答弁	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	まず、要綱に沿った形で事務局で原案をつくって、それで副町長、町長の決裁を得て実施をしています。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第36号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第10、議案第37号、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。 議案書22ページ、23ページをご覧ください。 本案は、令和6年度から導入される森林環境税の賦課徴収について、地方税である個人住民税均等割と併せて行うとされており、青森県市町村総合事務組合共同処理事務の市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税の徴収に関することを加える必要があることから、当組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 議案書43ページをお願いいたします。 組合規約別表第2、共同処理する事務の表であります、表の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務のイに下線で示しておりますとおり、森林環境税に係る徴収金を加えるものであります。 なお、変更後の規約であります、組合に加入する全ての市町村において、当町と同様の議会手続があります。それを経て本年8月1日から施行することになります。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。質疑ございませんか。 13番。
	13番 (川口弘治君)	まずは、この森林環境税、このことについてご説明をお願いしたいと。

答弁	松林議長	税務課長補佐。
	税務課長補佐 (橋本真人君)	川口議員の質問にお答えいたします。 森林環境税の概要についてですが、平成6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国の税金であります。市町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。また、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与されるという内容のものであります。 以上です。
質疑	松林議長	13番。
	13番 (川口弘治君)	ありがとうございます。かかる税金というのは、一律1,000円ということ。森林とかを所有していた場合とか、面積によってその税率が変わるとか、そういったことなのでしょうか。
答弁	松林議長	税務課長補佐。
	税務課長補佐 (橋本真人君)	納税義務者という質問だと思うんですけども、国内に住所を有する個人に対して課税される税金ですので、森林の面積とかそういうことが条件ではありません。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	22ページのところにある地方税である個人住民税均等割と併せて行う。個人住民税均等割が課税されないのは、じゃあこの森林環境税は、賦課されないということで理解していいですか。
答弁	松林議長	税務課長補佐。
	税務課長補佐 (橋本真人君)	平野議員の質問にお答えいたします。 個人住民税均等割が課税されない場合であっても、市町村によっ

質疑	松林議長	ては、森林環境税のみが課税される市町村もございます。 以上です。
	11番 (平野敏彦君)	11番。 市町村によって、じゃあ当町はどうなんですか。
答弁	松林議長	税務課長補佐。
	税務課長補佐 (橋本真人君)	おいらせ町の場合は、森林環境税の非課税基準と町条例で規定されております個人住民税の非課税の均等割額の非課税となる基準が同一でありますので、均等割がかからない人の場合は、森林環境税も課税されません。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第37号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 暫時休憩いたします。2時30分まで休憩いたします。
	松林議長	(休憩 午後2時12分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後2時30分)

当局の説明	松林議長	日程第１１、議案第３８号、令和６年度おいらせ町一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 （田中淳也君）	それでは、議案第３８号についてご説明申し上げます。 議案書は、２４ページから２９ページになります。 本案は、歳入歳出予算の既定予算の総額に３億１，５５３万２，０００円を追加し、予算の総額を１２１億６，６０６万９，０００円とするものです。 ２８ページをご覧ください。 第２表継続費補正は、２款総務費の新庁舎建設測量・調査・設計事業は、令和６年度から令和７年度まで２か年にわたるため継続費を設定、事業費の総額は、３億１，３２９万８，０００円になります。また、１０款木ノ下中学校講堂改築事業は、総額及び年割額の変更をするものです。 ２９ページをご覧ください。 第３表地方債補正は、新庁舎建設事業９２０万円を追加し、木ノ下中学校講堂改築事業ほか２件の限度額を変更するものです。 続いて、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。 別冊の令和６年度一般会計補正予算（第２号）に関する説明書をご用意ください。 歳出の主な内容から説明いたします。 ９ページをご覧ください。 ２款１項８目新庁舎建設費の１２節新庁舎設計業務等委託料１億３，９４７万１，０００円の追加は、新庁舎建設に伴い測量調査、基本設計、実施設計、地質調査など関連する業務を行うため計上するものです。 １０ページをご覧ください。 ２款２項２目町活性化対策費の１８節一般コミュニティ助成事業費補助金４００万円の追加は、自治総合センターの助成事業採択により計上するものです。 １２ページをご覧ください。 ３款１項１目社会福祉総務費の１９節住民税均等割課税世帯等支援給付金６，３００万円の追加は、国が行う物価高騰対応事業とし

		て、令和6年度新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯へ1世帯当たり10万円と、その世帯の扶養となる児童1人当たり5万円を給付するため計上するものです。 同じく27節国民健康保険特別会計繰出金1,043万7,000円の追加は、特別会計の事業費の補正に伴い計上するものです。 15ページをご覧ください。 4款2項1目清掃総務費の12節災害廃棄物処理計画策定業務委託料462万7,000円の追加は、災害廃棄物処理計画を策定するため計上するものです。 19ページをご覧ください。 10款3項3目学校建設費の14節木ノ下中学校講堂改築工事費6,252万2,000円の追加は、人件費や資材高騰等に対応するため計上するものです。 20ページをご覧ください。 10款5項2目体育施設費の14節いちょう公園テニスコート改修工事費494万3,000円の追加は、工事内容の精査により計上するものです。 そのほか、各款にわたり職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上しております。 主な歳出の説明は以上です。 これから歳入の主な内容についてご説明いたします。 ページが前のほうに戻り6ページをご覧ください。 15款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方交付金6,515万5,000円の増額は、歳出の住民税均等割課税世帯等支援給付金給付事業の国庫補助として計上するものです。 同じく3目衛生費国庫補助金の災害廃棄物処理計画策定事業費補助金462万7,000円の追加は、歳出の災害廃棄物処理計画策定業務委託料の国庫補助として計上するものです。 同じく6目教育費国庫補助金の中学校講堂改築事業費補助金544万円の増額は、歳出の木ノ下中学校講堂改築事業の国庫補助として計上するものです。 7ページをご覧ください。 16款2項1目総務費県補助金の県市町村元気事業費補助金501万円の減額は、県の事業終了により減額するものです。 同じく2目民生費県補助金の学校給食費無償化等子育て支援市町
--	--	---

	村交付金 954 万 1,000 円の追加は、4 月 19 日開催の議員全員協議会において説明した高校生の医療費無償化及び小中学校の給食費物価高騰分の財源として計上するものです。 19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 6,294 万 1,000 円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。 なお、令和 6 年度末時点の当該基金残高は、予算ベースで約 15 億円となる見込みです。 19 款 2 項 7 目公共施設整備基金繰入金 1 億 1,000 万円の増額は、歳出の新庁舎設計業務等委託料の財源として計上するものです。 8 ページをご覧ください。 22 款 1 項 1 目総務債新庁舎建設事業債 920 万円の追加は、歳出の新庁舎設計業務等委託料の財源として計上するものです。 同じく 5 目教育債木ノ下中学校講堂改築事業債 4,230 万円の増額は、歳出の木ノ下中学校講堂改築事業の財源として計上するものです。 主な歳入の説明は以上です。 ページが後ろのほうに飛んで 21 ページをご覧ください。 21 ページ、給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映したものです。給与費の補正額は、合計で 1,684 万 4,000 円の増額となります。 22 ページから 23 ページをご覧ください。 継続費に関する調書には、今回の補正内容を反映させた現在設定している継続費の内容を掲載しております。 24 ページから 25 ページをご覧ください。 地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込みを掲載しております。 最後に、26 ページ、27 ページの補正予算の主な内容は、予算案審議の参考としてただいまご説明した主要な個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 本案は、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。
松林議長	

質疑	2 番 (大浦陽子君)	議案書の 2 8 ページ、第 2 表継続費補正、2 9 ページ、第 3 表地方債補正及び一般会計補正予算（第 2 号）に関する説明書、6 ページから 2 5 ページとなります。 給与明細書、継続費に関する調書、地方債に関する調書も含みます。 なお、質疑における発言の際は、何ページの何款、何らの件についてのように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。 この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。 2 番。 2 番、大浦です。 7 ページ、1 6 款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金 1 節企画補助金が、3 月に成立した当初予算で 5 0 1 万円成立していましたが、今回、県の事業終了により減額となりましたが、なぜ終了となって減額となったのか、その理由をお聞かせください。 あと、この事業はどのような補助金で、昨年度までにどのような事業に充てられてきたのかお聞かせください。 もう一つが、1 3 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目障害者福祉費 1 2 節委託料、障害者福祉システム改修委託料について。このシステムの稼働・運用はどのようなものなのか。また、委託費はどのような改修なのか。法律または制度の変更によるものなのかお聞かせください。 以上です。
答弁	松林議長 介護福祉課長 (澤頭則光君)	介護福祉課長。 大浦議員のただいまの質問にお答えします。 ページは 1 3 ページ、障害者福祉システム改修委託料の件になります。 質問内容が稼働内容ということと、システムの改修は制度によるものかということかと思えます。 障害者システムの中身になります。こちらは、障害者の方の各種施設によるサービスを受けているものをこのシステムで運用しております。そのサービスの内容をこちらに取り込みまして、国民健康

答弁	松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)	保険団体連合会とつなげまして報酬等の支払い等に活用しているものとなっております。そのほかにも機能としてはたくさんありますが、話をすると長くなるので、大まかな内容ということでご理解いただきたいと思います。 それから、今回のシステム改修の内容です。 議員お話しのとおり、制度改正の対応分ということになります。今回のシステム改修は、平成6年度からの報酬改定に伴いまして実施するものになっておりますが、6月補正に上げた理由になりますが、6月から施行される部分がございます。その部分ですが、例えば、施設で働く福祉介護職員の処遇改善に係る経費の算定部分が変わったりいたしております。その部分は、6月から対応部分となっておりますので、今回、6月補正に計上しまして、6月で改修作業を進めまして間に合わせるものになっております。 大変失礼しました。今、答弁の中で令和6年と言うべきを平成6年と話をしていたようですので、修正し、おわびします。正しくは、令和6年度報酬改定になります。 以上になります。 政策推進課長。 それでは、大浦議員の質問にお答えします。 県の市町村元気事業費補助金501万円が減額になった理由ということですが、当初、予算を査定するに当たって、今年度の予算についても、2月予算査定の段階で継続されるものと見込んでおりました。しかし、県知事からこの事業を廃止して核燃料税交付金を拡充するというので、たしか3月の中旬ぐらいでしたか、そういう発表があつて今回廃止になると、事業を取り下げるということになったと認識しております。 次に、元気事業に対する事業の性質でありますけれども、市町村が自主的に取り組む特産品だったりとかまちづくりだったり、そういうものを支援するという事業だったと認識しております。例えば、イベント開催であるとか、地場製品の販売促進であつたりとか、移住促進に関わるものだったりというものに充てられる事業だったと認識しております。 それと、もう一つが、その事業は、昨年度、何に充てられたかと
-----------	---------------------------------------	--

質疑		いうことでしたけれども。これについては、昨年度は、八戸都市圏交流プラザ運営事業ということで、八戸圏域のＰＲのための交流事業ということと、次に、上十三・十和田湖広域定住自立圏の発信事業、要は、その地域を発信してＰＲするという事業に充てられています。それと、上十三の結婚支援事業、ＵＩターンの開催とか、移住とか、情報発信の媒体の作成、結婚セミナー等の開催ということ。それと、おいらせ町の魅力発信事業、おいらせ町のＰＲです。それと、おいらせ町の地域スポーツパワーアップ事業ということで、誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境をつくるという事業に充てられているということでございます。 以上であります。
	松林議長	2 番。
	2 番 (大浦陽子君)	最後に、変わる核燃料税とはどういった、それが全て同じ事業に振り替えられるのか、そこをお聞かせください。
答弁	松林議長	政策推進課長。
	政策推進課長 (田中貴重君)	市町村元気事業費補助金の変わる事業として、全部が、昨年の事業が充てられるわけではないですけれども、今年度、核燃料税、核燃料物質等取扱税交付金で充当する事業として学校ＩＣＴ環境整備事業、次に、2 つ目としていちょう公園のトイレ建て替え工事事業、次に、おいらせ町移住・定住プログラム事業、あとは、町観光団体支援事業と、これは同じですけれども、おいらせ町地域スポーツパワーアップ事業、それと、道路の補修事業に充てられるということで、全部で今年の交付金に要する事業として2 億1, 7 0 0 万円、交付を受けようとする事業で1 億5, 8 0 0 万円を予定しております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
質疑	1 1 番	1 1 番。
		私は、最初に9 ページ、文書広報費でお聞ききたいのは、6 月

	(平野敏彦君)	の広報により４ページに町長の政策公約の進捗状況、令和６年３月３１日現在、この中で、６つの政策と３１の施策の進捗状況の報告が出ています。令和５年度における取組目標を１００％達成したと自己評価したものというのは、これは誰が自己評価したの。町長個人で自己評価したのか、この内容について説明をいただきたいと思います。 それから、同じくこの広報に載ってあります１２ページのところで、個人情報公開制度保護制度の運用状況を公表していますけれども、情報公開の開示要求が町長に対して８件あって、一部開示が３件、不開示が３件あります。この一部開示で未決定が５件というのは、中身がなぜ不開示になったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。 それから、同じく広報の１８ページですけれども、地域おこし協力隊の活動ですけれども、私は、採用の説明を受けたのとおいらせ協力隊の報告が一致しないんじゃないかと思うんですけれども、これでいいのか。この点については、担当者からお聞かせをいただきたいと思います。
	松林議長	平野議員、ちょっと待ってください。これは、広報から引用しての質問ですか。この補正の。
	１１番	文書広報費のところで。
	(平野敏彦君)	
	松林議長	関連しているのを質問ということになるわけですか。
	１１番	はい。駄目ですか。聞く機会がないんじゃないですか。できるんじゃないですか。
	(平野敏彦君)	
	松林議長	だから、今聞くのは、この文書広報費で関連質問ということですね。
	１１番	そうです。いいですか。次に続きます。
	(平野敏彦君)	
		１１ページのところで徴税費の税務総務費、今、６月から始まった所得税と住民税を合わせて１人４万円の定額減税がスタートしました。いろいろ新聞紙上で報道されております。私もよく見ました

答弁	松林議長 総務課長 (成田光寿君)	けれども、なかなか自分たちの条件、例えば議員の場合ですと、令和6年6月に支払われる源泉徴収から受給者本人及び扶養者1人につき3万円が減税になります。それから、個人住民税については、10月に受給者本人、扶助親族1人につき1万円が減税されます。住民税が非課税の低所得世帯や納税額が少ない世帯には、現金が給付される。税金を納めている人には、4万円、税金を引きません。納めていない人には、現金を納めますということになっていますけれども、本当に町民はこの新聞等で理解できているのか、この辺についてもうちょっと詳細に説明をいただきたいと思います。 それから、14ページの衛生費の保健衛生費に関わる部分ですけれども、現行の健康保険証が廃止される12月2日まで半年を切ったとありますけれども、この町の対応はどうなるのか。マイナ保険証の時点よりいろんな個人情報の流出等が懸念されるということで、国でも猶予期間を設けていますけれども、町ではどういう対応を取るのか、これをお聞かせいただきたいと思います。 それから、16ページの農業費についてであります。 農業総務費に関わる部分で、これも新聞等で出ていましたけれども、おいらせ町日ヶ久保地区の水田が広範囲にわたり稲が枯れた問題で、今日は担当課が熊の報告をしましたけれども、これは、行政報告としてちゃんと議会にも報告すべきではないかと思うんですが、これらの対応がこれでいいのかお聞かせをいただきたいと思います。 以上です。 総務課長。 ご質問が多岐にわたってありました。特に9ページの文書広報費に関連してのご質問の中で、実際に発行された広報の中身に関する質問が多々ありましたが、その中で情報公開制度に関するところを総務課からご回答いたしますが、すみません、手元に資料等がございませんので、記憶の中にある範囲内でお答えいたしますのでご了解ください。 情報公開等の請求につきましては、請求人の申出に基づいて開示できる対象文書等をこちらで探して、それが開示できるかどうかを判断した上で請求人に開示の手続を行うことになります。その際に、
-----------	-------------------------------------	---

		情報公開条例に基づいて開示できるものは開示といたしますが、開示できないもの、例えば個人情報載っているものとか、法令等によって公にすることが駄目となっているものとか、それから、公にすることによって町民等に混乱を招くものとか、そういった不開示情報として条例の中で定められているものがありますので、そういったものをきちんと精査をして、請求に対して開示または不開示の決定をしているものであります。 それから、対象となる文書そのものがない場合も不存在ということで不開示としております。ですから、広報に載っている件数は、そういった手続を経て開示できるもの、開示できないもの、そういったものを1年間の中で積み上げて出したものとしてご認識いただければと思っております。 以上です。
答弁	松林議長 商工観光課長 (柏崎勝徳君)	商工観光課長。 それでは、平野議員のご質問にお答えをいたします。 広報おいらせ6月号の18ページに地域おこし協力隊の隊員が書いた記事を掲載しておりますけれども、当課に配属となっている地域おこし協力隊につきましては、町観光物産協会の事務局を担っていただいたりとか、あるいはブランド品の新規発掘・開発、あるいは観光情報の発信等をミッションとしている協力隊でございます。本記事につきましては、おいらせ町の観光施設と言ってもいいと思いますが、両公園の桜の情報をPRするというものでございますので、協力隊のミッションからかけ離れているというご指摘ではございましたけれども、そのように捉えているところではございません。ミッションと合っている内容だと認識をしております。 以上です。
答弁	松林議長 政策推進課長 (田中貴重君)	政策推進課長。 政策推進課長です。 平野議員の一番最初のご質問で、広報、ホームページに載っている町長の公約の達成度評価ということでございますけれども、今、ここに全く資料が手元にございませんで、私も来たばかりで記憶に

答弁		もなくて、後で確認をして、後刻、ご説明を申し上げたいと思っております。 ただ、町の広報、ホームページを使って住民に周知するということは、非常に重要なことと考えておりますので、内容の部分については、全く、今、思い出せない状況でありますけれども、そういうものを活用して町の政策だったりとか施策だったりとか町長の公約、事業の推進・進捗状況をお知らせしてまいりたいと考えております。 大変申し訳ございません。以上です。
	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、平野議員のご質問にお答えします。 マイナ保険証の関係で、現行の健康保険証が12月2日で廃止になるということで新聞等に載っております。当課としましては、国保、後期の保険を扱っておりますので、もちろん国がそういう廃止ということになりましたので、今、マイナ保険証を取得してもらうように進めているところでございます。平野議員がおっしゃったとおり、いろいろトラブルがあって、個人情報の流出等、そういう不信感がある方もいらっしゃるかと思うんですが、もちろんそのマイナンバーカードを使わないという方もいらっしゃいますので、その方々のためには、その代替りとなる資格確認書というものを発行して、それが保険証代わりになるということになりますので、必ずマイナ保険証じゃなきゃ使えないということではないんですけれども、あくまでも任意でありながら、今回、それを強制するかのような感じにもなっておりますが、もちろん持たない方について、あと、障害者等でもマイナンバーカードだと使いづらいというご意見もございますので、その辺は、その資格確認書をお使いいただくということでご理解いただきたいと思います。 以上です。
答弁	松林議長	介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	平野議員の質問にお答えいたします。 10ページ、2款3項徴税費のところ定額減税についての質問

答弁	松林議長 農林水産課長 (柏崎和紀君)	の中で、非課税世帯の給付金の関係、ご本人たちにしっかり周知されているのか、理解されているのかという部分の話がありましたので、1点、定額減税ではありませんが、非課税世帯の給付の部分としてご説明したいと思います。 こちらの非課税世帯、今現在、均等割世帯も対象にして給付をしているところですが、それぞれ実施においては、広報に載せるようにしております。 また、こちらの対象者のほぼ9割以上の方々については、当町にある課税情報を我々のほうで税務課からいただきまして、その中で対象と見込まれる方というのは判別できますので、その方々に対しては、直接通知、ご案内しておりますので、そういう方に対しては、ほぼ漏れなく行っているかと思っております。一応そういうことで非課税世帯、均等割世帯についてはご理解いただきたいと思います。 以上になります。 農林水産課長。 農林水産課長です。 それでは、日ヶ久保地区の水田の生育障害等についてということで議員に説明がなかったということですが、恐らく新聞報道等でご承知とは思いますが、そちらで、電気伝導度のところが高くて、多分、塩害であろうという報道がなされておりました。こちらは、東部土地改良区が管理する水路でございまして、東部土地改良区あるいは関係機関ということで、県なんかは専門性がありますので、そこと協議をしながら進めて対応をしていたところです。東部土地改良区とも話をしまして、こちらから情報提供をしますかという話なんかもあったんですが、まず、質問が出たら町が分かる範囲でお答えくださいという東部土地改良区とも申合せをしております。ですので、まず、今、もしよろしければご説明をさせていただきますし、不要であれば、そのまま別枠でも説明はさせていただきますが、あくまで東部土地改良区が、今、自分のところで対応をして、それに町なり県が助力をしているという状況ですので、ご理解をいただければと思います。 以上です。
-----------	---------------------------------------	--

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	答弁漏れありますか。 11番。 定額減税のところで均等割しか答弁がなかったただけでも。私ら議員の場合は、6月からの所得税が減額になりますということは、担当課もちゃんと理解しているのかどうか、そこを確認したいと思います。 それから、広報おいらせの部分については、今、タブレットがあるから、やはり自分たちもちゃんと見れるんじゃないですか。そういうことでないというのは、タブレットを議員だけ見ているのか。ないのか。私はてっきりあるもんだと思って質問をしたんですけれども、そういうことで。じゃあこのところはパスして。 さっきの6款のところですが、改良区が町と様々協議しているということですが、米農家の救済をどうするかというのが全然出ていないんです。これは、町で米農家の、改良区は一つの団体ですから、個々の田んぼをやっている人方の救済を町がどう対応するかというのが私は一番大事なところだと思うんですが、この辺が、全然答弁がなかったのも、町の考え方。今、私もこの前、3回ほど見ていますけれども、微妙に復活するのがあるのかというものもあれば、ほとんど白くて復活は無理だということもあります。復活しても本来の収量というのは、多分収穫できないんじゃないかと見ております。そういうことで、じゃあ町はどういう形で農家を支援します。町の総合計画では、農業振興を図るということでちゃんと町長もうたっているわけですから、この辺について確認をしたいと思います。 あと、マイナ保険証のところについては確認しますが、切替えをしなくてもいいと言っているんですが、国は、半強制的にやりますと新聞にちゃんとついてたんですが、私の読み方が、理解が不足しているのか。この辺、もう一回確認したいと思います。 それから、さっき確認するのが、1つ落ちたのであれですが、今日の報告で農林水産課の熊の目撃情報による報告がありましたけれども、この熊の退治をするための担当課が農林水産課で、被害を受ける町民とか小学校児童・生徒、これらに対しては教育委員会、こういうところで判断が、一番優先するのがどこなのか。子供
----	------------------------------------	--

答弁		たちについては教育委員会、一般住民についても農林水産課が判断していくということになるのか。私も熊の通ridoのそばにうちがあるんですけども、私は一回も会っていないので、その辺、所管をきちっとして、情報を一元化して対応するというのであれば分かるんですけども、新聞を見ますと、学校は学校で対応する、町はその情報を出す、この辺について、まだその近辺にいる可能性もあるということですから、この辺の対応の仕方についてもう一回確認したいと思います。
	松林議長	町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	平野議員のご質問にお答えいたします。 マイナ保険証の切替えということで、１２月２日にマイナ保険証の切替えにはなります。ただし、先ほども申し上げたとおり、やはりまだ持っていない人もいます。すると、駆け込みのそういういろいろな混乱などもあるので、国としては、１２月以降も今の現行の保険証は、これから国保の場合ですと、７月に準備して８月１日から７月３１日までの保険証を発行します。それがまず１年使えるということでございまして。さらに１２月２日以降、本当に持たない人とかの分については、保険証ではないものの、新たな資格確認書という保険証に似た形なんですけれども、それを配布する、発行する、それを使ってもらおうということで。原則、マイナ保険証に政府は切り替えるんですが、ただ、持たない人も実際にいたりとかということもあるので、資格確認書でそれを代わりに補うということになっております。 以上です。
答弁	松林議長	農林水産課長。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	それでは、まず、１点目の水田対策について町の支援ということですが、今現在、とにかく今ある塩分であろうものを取り除いて、その後の生育に何とか結びつけようということで取り組んでいる状況です。ですので、今現在、被害があつて、それに対して救済というまでは行っていない、東部土地改良区とも相談していますが、まずはそっちを優先させてと。その後、どういう状況になるか、それ

答弁	松林議長 学務課長 (福田輝雄君)	を見て、また改めて判断が必要になろうかと思いますが、今はそういう状況ですので。まずは、今、実際に今日見てまいりましたが、緑が見えてきている部分も出てきておりますので、どれだけ回復するか、その状況を見て今後また検討していくことになろうかと思いをします。 また、熊対策ですけれども、あくまで農林水産課で情報を吸い上げたり情報提供をしておりますが、それは、当然、一般町民の方で、さらに学校は、それにプラスアルファでの対策を打っているものだと思っておりますので。その対策をどうするかというのは教育委員会になろうかと思いますが、あくまでこちらで情報を取って、情報提供をして、それに対して教育委員会とも、当然、情報なんかは交換しておりますので、即座に情報を流して、それに対して対応をいただいているということになろうかと思いをします。 以上です。 学務課長。 今の農林水産課長の答弁に補足させていただきます。 教育委員会、学校関係につきましては、情報があったものを情報共有して、即座に学校に、管内8校に電話またはファクス等で情報があり次第、流しておりました。 今回、学校をお願いしたのは、児童・生徒、また職員の安全確保をお願いしたいということで、目撃情報があった管内の小中学校につきましては、登下校の送迎を保護者をお願いするなどの対策をお願いしております。 また、日中につきましては、学校の戸締まり、あとは、校外での活動、体育等の活動を中止する、または部活動の制限をかけていただくという形で対応をさせていただきました。 ただし、今回、昨日、今日と目撃情報が途絶えている中、また、保護者の送迎が長期化しているものがありましたので、その部分については通常に戻しつつありますが、心配な家庭につきましては、保護者の送迎ができるのであれば継続していただくという対策をいただいているところとなっております。 以上です。
-----------	-------------------------------------	--

答弁	松林議長	税務課長補佐。
	税務課長補佐 (橋本真人君)	平野議員の質問にお答えします。 議員の定額減税についてという内容の質問だったと思いますけれども。議員個々の収入については、それぞれ多様な形がありますので、例えば議員報酬のみの方、それから事業所得のある方、あるいは年金所得のある方、あるいは給与所得のある方、それぞれ多様でございますので。何というんですか、定額減税の徴収の方法については、それぞれ給与所得の場合、それから事業所得の場合、それから年金受給者の場合では、それぞれ引く時期とか引く仕方がそれぞれ違いますので、詳細につきましては、税務課の担当者に個々にお問合せいただければ幸いです。 以上です。
質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	私は、議員個々のことじゃなくて、議員の場合はこういう対応がなされるということで記事になっていますということで質問をしたので、分かりました。 日ヶ久保地区の水田の部分については、状況を見ながらということなんですけれども。実際に農家の人というのは、不安だということ、絶対もう収量は前年どおり確保できないんだということですから。やはりこの一つの要因とすれば、前の明神川に海水が逆流しないようにラバーダムを造ってたんですけれども、それによってある一定の川の水位が下がっても海水が逆流しないようにダムを造ったと私は記憶していたんですけれども。そのダムの調整がうまくいっていなかったというのもあるんですけれども、現地確認をして、担当課が県とか様々協議をしていますので、その辺の現状のところを確認したかどうか、それが1点。 それと、減収になるということからいったら、町として、じゃあどういう条件の場合はこういう形で対応しようとか、農家の不安をなくする方法で明示したほうが、私は、町が自分たちの農家の救済を考えてくれているんだということで理解できると思うんですけれども。今の場合ですと、この新聞報道以外の部分で町の農家救済の思いというのは、全然伝わっていないので、この辺、もう一回お願

答弁	松林議長	いします。
	農林水産課長 (柏崎和紀君)	農林水産課長。 お答えいたします。 まず、ラバーダムの関係ですが、聞き取りをしましたところ、ラバーダムが、今回、故障をしていたと。ただ、取水のときに、もう修理が間に合わないので取水をしたと伺っておりました。 また、減収の場合の対応ということですが、やはり今現在、まず復活できるように対策をしていて、どの程度どうなるかというのが、また農業共済に入っていて減収部分を補填されるという制度もあるようですので、その辺の含みもありますので、やはり今現在でどういう対応ができるか、どう対応していくかというのは、なかなか回答できないのかと思っておりますので、ご了承いただければと思います。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 １２番。
	１２番 (檜山 忠君)	１２番、檜山です。 １つだけ確認させてもらいます。 ２０ページなんですけれども、１０款教育費２の体育施設費区分１４工事請負費で下田公園のテニスコートの工事は、どこまでの工事なんでしょうか。最初に予算を取ったのは、３００万円ぐらい取ってあそこを駐車場にすることだったんですが、これは、どこまでの工事なんでしょうか。
答弁	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それではお答えします。 下田公園のテニスコートの解体工事がどの程度までということですから、こちらにつきましては、まず、下田公園のテニスコートの解体工事です。基礎から全て含めましてフェンスも撤去する工事になります。撤去した後に、当然、いろいろ撤去した分の処分で

質疑		すとか様々ありますので、そちらを撤去して処分すると。あわせて、こちらは、コート塗料の一部アスベストが含まれているということがありますので、そちらの対応も行っての工事となります。工事完了後になりますけれども、現時点では、更地にしておきましょうということで考えております。更地にして、今後、こちらで草刈りなりして、周りの芝があるんですけれども、そちらと同じように芝に戻すということで。それが一番費用がかからなくて得策だということで、今後、草刈り等で管理して自然に芝に戻すという方法で考えていきたいと思っております。 以上です。
	松林議長	12番。
答弁	12番 (檜山 忠君)	じゃあ本当の確認ですけれども、駐車場にはしないということですね。駐車場にしないで、公園として元に戻すんだということではないわけですね。いつ頃までにそれをやるつもりなんですか。年内にやるつもりですか。
	松林議長	社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それではお答えします。 おっしゃるとおりになります。公園に自然に戻すということで、駐車場となりますと、芝もそうですけれども、周りの自然を傷めたりとか、あの辺でグラウンドゴルフとかスポーツをしている方とか散策をしている方もおりますので、やはり自然に戻して公園を散策する方に楽しんでもらうという方法が一番いいのかということで、公園に自然に戻していくということで考えております。 時期につきましては、めどとしては今年度中ということで考えております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。

※※「なし」の声※※

当局の説明		以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第３８号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第１２、議案第３９号、令和６年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第３９号、令和６年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。 議案書の３０ページから３２ページになります。 本案は、既定予算の総額に１，０４９万円を追加し、予算の総額を２３億１，１２０万６，０００円とするものです。 続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。 別冊の特別会計補正予算に関する説明書をご用意ください。５ページから９ページになります。 それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 ８ページをご覧ください。 １款１項１目一般管理費は、人事異動に伴う給与費の補正及びマイナンバーカードと保険証の一体化対応等に伴いシステム改修費を増額するものです。 次に、歳入の主な内容について説明いたします。 ７ページをご覧ください。 ５款１項１目一般会計繰入金は、歳入歳出差額調整により職員給与費等繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。

当局の説明	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書 7 ページから 9 ページになります。 給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 39 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 13、議案第 40 号、令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第 40 号、令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。 議案書の 33 ページから 35 ページになります。 本案は、既定予算の総額に 28 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 9,459 万 5,000 円とするものです。 続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。 別冊の特別会計補正予算に関する説明書をご用意ください。11 ページから 14 ページになります。

質疑	松林議長	それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。 14ページをご覧ください。 3款1項1目保健事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る時間外勤務手当を計上するものです。 次に、歳入の主な内容についてご説明いたします。 13ページをご覧ください。 3款1項1目事務費繰入金は、歳入歳出差額調整により増額するものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書13ページから15ページになります。給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	11番です。 1点だけ確認します。診療機関の収入に当たる診療報酬が6月1日から改定され、初診や再診、入院時にかかる診察料金が引上げになると新聞にありました。私も後期高齢者ですから、この後期高齢者に係る保険の部分についても国保と同じ扱いになりますか。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (松山公士君)	平野議員の質問にお答えいたします。 今の診療報酬の改定の件でございますが、これは、もちろんどの保険も一律同じ形で診療報酬が上がっておりますので、国保、後期問わずほかの民間の保険、けんぽ組合等も同じだということで、医療の診療報酬については、同じ扱いだということでご理解いただきたいと思います。
	松林議長	11番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	分かりました。そうすると、自分たちが負担するのが1割から3割ぐらい増えるんだということですが、特別会計では、値上げ分というのは、直接影響はないということで解釈していいですか。
	松林議長	町民課長。
答弁	町民課長 (松山公士君)	お答えいたします。 これが6月1日から改定されて、これから医療費が、このデータが、実績が出てくると思うんですが、もしそういう意味で今の改定された部分で影響があれば、もちろん都度補正していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長	ほかにごいませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第40号についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第14、発委第2号、おいらせ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてから日程第16、発委第4号、おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令についてまで、以上3案件を一括議題とします。 お諮りします。 発委第2号から発委第4号に対する委員長報告は、会議規則第4

		1 条第 3 項の規定によって省略することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長報告は省略することに決定しました。
	松林議長	これより発委第 2 号から発委第 4 号までの 3 案件について一括して質疑を行います。質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより発委第 2 号から発委第 4 号までの 3 案件を一括して採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、発委第 2 号から発委第 4 号までは原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 17、議員派遣の件についてを議題といたします。 このことについては、おいらせ町議会会議規則第 127 条第 1 項の規定によって手続を取るものであります。 お諮りします。 議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり 7 月 17 日青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**

日程終了の 告知	松林議長	異議なしと認めます。 よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。
	松林議長	日程第18、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長から所掌事務の調査について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出表のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。
	松林議長	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。 したがいまして、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
	松林議長	以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長 (成田 隆君)	閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。 議員各位のご協力によりまして、会期を1日短縮していただきま

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 8 月 23 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 柏 崎 勉

署名議員 沢 尾 宏 之